



D I S C L O S U R E



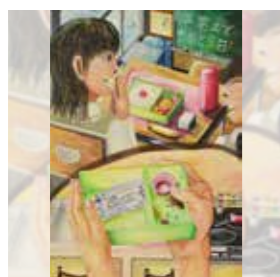
KENSHINREN  
静岡県信連

静岡県信連の現況

2018年ディスクロージャー誌

2018

# CONTENTS



## 表紙作品

平成29年度  
第42回「ごはん・お米とわたし」  
作文・図画コンクール

優秀賞／静岡県知事賞  
浜松市立南部中学校 3年  
鈴木 実緒

- 01 ● ごあいさつ
- 02 ● JAバンク静岡とは
  - 02 ● JAグループの枠組み
  - 03 ● JAバンクシステム
- 04 ● 当会の考え方
  - 04 ● 経営方針
  - 04 ● 中期経営計画
  - 06 ● JAバンク自己改革の取組み
  - 13 ● 地域の皆さまとの関わり
  - 14 ● リスク管理
- 22 ● 業務のご案内
  - 22 ● 貯金等窓口業務
  - 23 ● 融資業務
  - 24 ● 為替・決済業務
  - 25 ● 受託貸付業務
  - 25 ● 資金運用業務
  - 25 ● 系統金融企画・推進業務
  - 25 ● 相談・研修業務
  - 25 ● 電算業務
  - 26 ● オンラインサービス
  - 27 ● 手数料一覧
- 28 ● 組織
  - 28 ● 組織
  - 30 ● 店舗
  - 30 ● 特定信用事業代理業者に関する事項
  - 31 ● 沿革
- 32 ● 業績
  - 32 ● 業績
  - 46 ● 役員等の報酬体系
  - 47 ● 貯金計数
  - 47 ● 貸出金計数
  - 52 ● 有価証券計数
  - 54 ● 経営諸指標
  - 56 ● 連結情報
  - 71 ● 財務諸表の適正等に係る確認書
- 72 ● 自己資本の充実の状況
  - 72 ● 単体
  - 84 ● 連結
- 94 ● ご案内
  - 94 ● ホームページ
  - 94 ● JAバンク静岡の相談窓口
- 95 ● 索引

●本冊子は、農業協同組合法第54条の3の規定に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## ごあいさつ



経営管理委員会会長 柴田 篤郎 代表理事理事長 堀内 達也

皆様には、日頃より静岡県信連をお引き立ていただきまして厚くお礼申し上げます。  
このたび「2018年ディスクロージャー誌」を作成いたしましたのでご案内いたします。  
本誌では、JAバンク静岡の概要、当会の経営方針・業務内容や近年の業績に至るまで広く取り上げ、皆様にわかりやすくお伝えすることを心がけて作成いたしました。ぜひご覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いです。

当会は昭和23年の設立以来、農家組合員・地域の皆様の繁栄及び地域社会の発展に貢献することを使命に事業を展開させていただいております。これもひとえに皆様のご愛顧、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、ご高承のとおり、平成29年度の日本経済は、個人消費の持ち直しや、生産性向上に向けた設備投資等により内需が拡大し、国内景気は底堅く推移しました。

一方、金融面では、マイナス金利政策のもと運用利回りが低迷し、厳しい収益環境が継続する中、平成29年5月に改正された銀行法や平成29年11月に発表された金融行政方針により、すべての金融機関に顧客本位の業務運営やFintech企業等との連携等、金融ビジネスモデルの抜本的な転換が求められています。

農業・JAを巡る情勢では、農業従事者の高齢化・減少による農業労働力の不足に加え、耕作放棄地の拡大等、厳しい環境に置かれています。また、「農協改革集中推進期間」の期限である平成31年5月末、改正農協法附則5年後条項の期限である平成33年3月末に向けて、JAグループは大きな正念場を迎えており、JAグループ一体となり自己改革を実践しているところでございます。

こうした情勢下、当会は「農業者・利用者・地域に選ばれ、成長し続けるJAバンク静岡の実現」を基本目標に掲げた『静岡県信連グループ中期経営計画（平成29～31年度）』の取組み初年度として、目標の達成に向けて邁進してまいりました。また、平成30年度につきましては、中期経営計画の中間年度として、農業所得増大・地域活性化等の実現に向け、グループ一体となりJAバンク自己改革の実践において目に見える成果につなげていくとともに、現中期経営計画の前倒し達成も視野に取組みを加速させていく所存でございます。

今後におきましても、引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年7月



## 静岡県信連シンボルマーク 込められた意味

デザイン

上方に向かって伸びる直線は「調和・地域・協同・創造・健全」を意味し、それら5つが団結して、JA・信連一体となって上昇することを意味しています。また、常に安定した社会を創造し、未来に前進することも表現しています。

カラー

- 赤 常に前進しようとする情熱とエネルギー
- 白 何ものにも染まらぬ潔白
- 黒 確固たる信念、強い意志、団結、安定

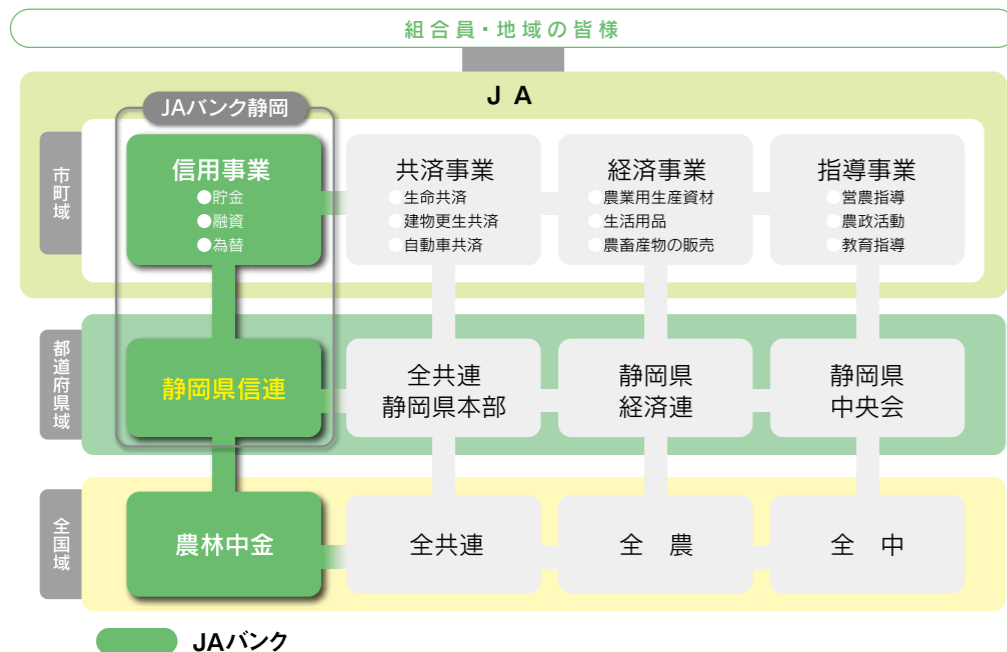
# JAバンク静岡とは

## JAグループの枠組み

「JA」は農業協同組合の愛称で、信用事業、共済事業、経済事業、指導事業等様々な事業を行っています。このうち信用事業は総称して「JAバンク」と呼ばれており、各地域のJAと各都道府県において信用事業の本部機能を担う信用農業協同組合連合会（信連）、全国域の本部機能を担う農林中金とで「JAバンク」グループを形成しています。当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織と

して静岡県下JAの事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として皆様のお役に立つ金融サービスを提供しています。当会はJAグループの一員として、県下JAと一体となってJAの組合員及び地域の皆様から信頼される事業運営に努め、地域の農業及び経済の発展に貢献してまいります。

## JAグループ組織図



## JAバンク静岡のネットワーク



組合名		
1 JA伊豆太陽	7 JA富士市	13 JA掛川市
2 JA三島函南	8 JA富士宮	14 JA遠州夢咲
3 JA伊豆の国	9 JAしみず	15 JA遠州中央
4 JAあいら伊豆	10 JA静岡市	16 JAとびあ浜松
5 JAなんすん	11 JA大井川	17 JAみっかび
6 JA御殿場	12 JAハイナン	18 JA三方原開拓

※ 各JAの詳細について ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/tenpo/>

## JAバンクシステム

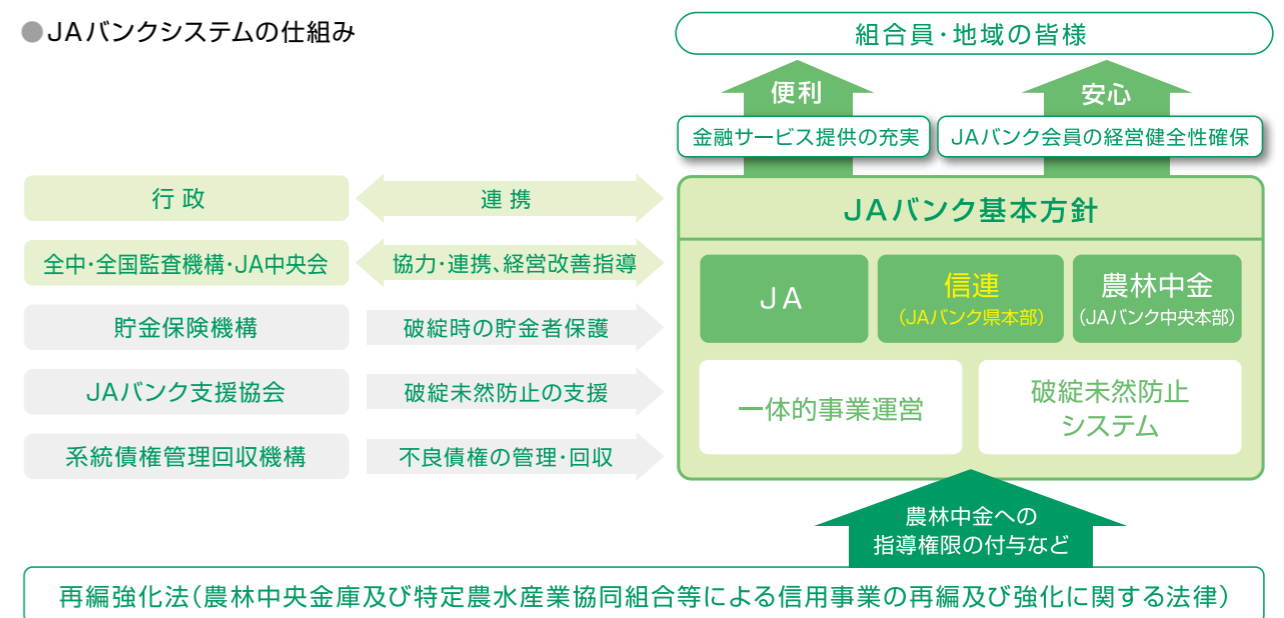
### JAバンクシステム

便利と安心の「JAバンクシステム」です。

「JAバンクシステム」とは、再編強化法に則り、JAバンク会員総意のもと策定された「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が実質的に一つの金融機関（JAバンク）として機能し、一体的に事業運営に取り組むシステムです。金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」と、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」

の2つの柱で、組合員・地域の皆様に、より一層の「便利」と「安心」をご提供します。JAバンクは豊富な資金量とワイドなネットワークを活かして総合金融サービスを提供し、組合員・地域の皆様に貢献しています。

### ● JAバンクシステムの仕組み



## JAバンク・セーフティネット

“安心”だから「JAバンク」が選ばれます。

より安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクでは「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。第一は公的制度である「貯金保険制度」。そして第二は「JAバンクシステム」のもと、JAバンク全体で経営の健全

性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」。この2つの仕組みから成り立つ「JAバンク・セーフティネット」で、組合員・地域の皆様に、より一層の“安心”をお届けします。

### ● JAバンク・セーフティネットの仕組み



○平成29年3月末財源 3,979億円

○平成29年3月末財源 ・JAバンク支援基金 1,707億円 ※1  
・県相互援助積立金(全国計) 1,543億円 ※2  
(うち、静岡県 63億円)

※ 1. JAバンク支援基金 … 全国のJAバンク会員等が拠出した負担金により運営されている基金です。  
2. 県相互援助積立金 … 県域が個別に定めた基準により拠出した財源（積立金）です。

# 当会の考え方

## 経営方針

当会は、“農業金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”であるとともに、“地域社会と地域経済に密着した金融機関”として会員・お客様の期待と信頼にこたえることを使命とします。

### 理念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

### 行動規範

#### 連合組織金融機関

- 系統金融機関として資金の運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、自己責任に基づいた健全経営を確立し、会員への安定的利益還元と機能提供を図ります。

#### 地域金融機関

- 金融サービス、情報の提供をおしてお客様の豊かな暮らしに貢献します。
- 地域のパートナーとして農業の発展と地域経済に貢献します。
- 緑を大切に生活環境に根ざした文化活動に貢献します。

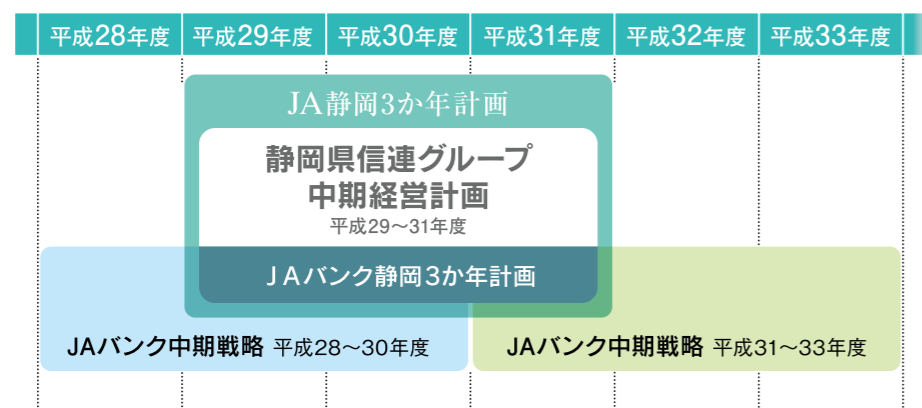
#### 組織・職場の活性

- 職員の個性を大切にし金融のスペシャリストを目指し幅広い視野に立って能力の開発と人材の育成を実践します。
- 系統金融組織と職場の合理性・効率性を常に追求し、自由闊達な職場風土を作ります。

## 中期経営計画

### 中期経営計画の位置付け

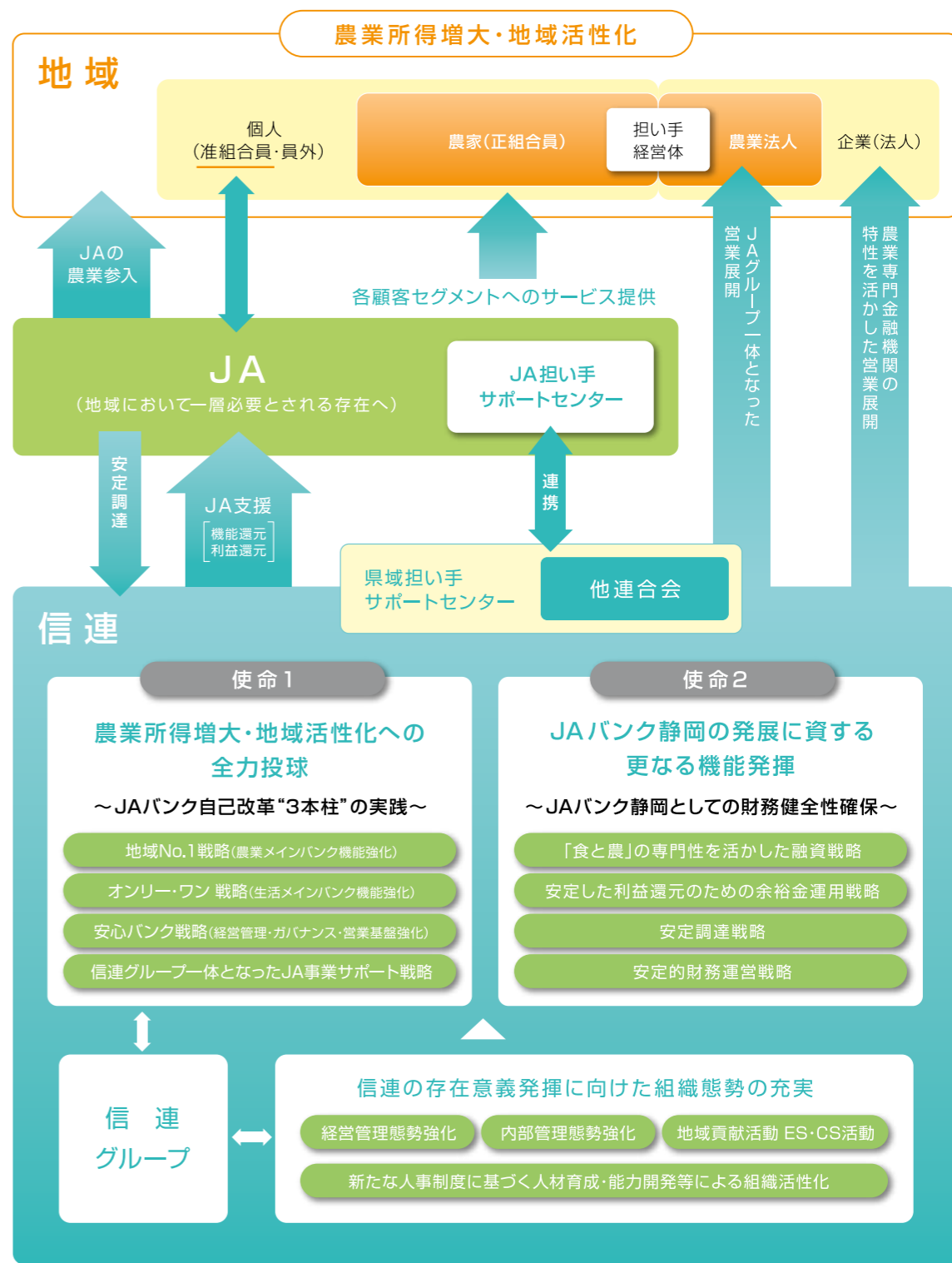
静岡県下 JA グループ全体の中期経営計画として JA 静岡3か年計画があり、その中の信用事業について『静岡県信連グループ中期経営計画』があると同時に、JA バンク基本方針に定める総合的戦略である「JA バンク中期戦略」を考慮した「JA バンク静岡3か年計画」があります。



## 中期経営計画の概要

当会では、農業者・利用者・地域に選ばれ、成長し続ける JA バンク静岡の実現に向け、「静岡県信連グループ中期経営計画（平成29年～31年度）」における「農業所得増大・地域活性化への全力投球」、「JA バンク静岡の発展に資する更なる機能発揮」を使命と位置付け取り組んでいます。

また、「JA バンク静岡3か年計画」においては、「地域の農業発展と豊かな暮らしをサポートする JA バンク機能の発揮」を基本目標とし、組合員・地域の皆さまへのサービスを強化するとともに、取引深耕や地域シェア向上を意識した事業量の拡大及び質重視の取り組みを行っています。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針

当社は、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会と重要な役割のひとつ」として位置付け、当社の担う公共性と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全社会的責任を強く認識し、地域密着型金融への取組みを進な経営を行い、農業者・中小企業等のお客さまに質の高いめていきます。総合金融サービスを円滑にご提供することを「当社の最も

農業者・中小企業等の経営支援及び地域の活性化に関する態勢・取組状況

1 JAバンク静岡アグリサポートプログラム

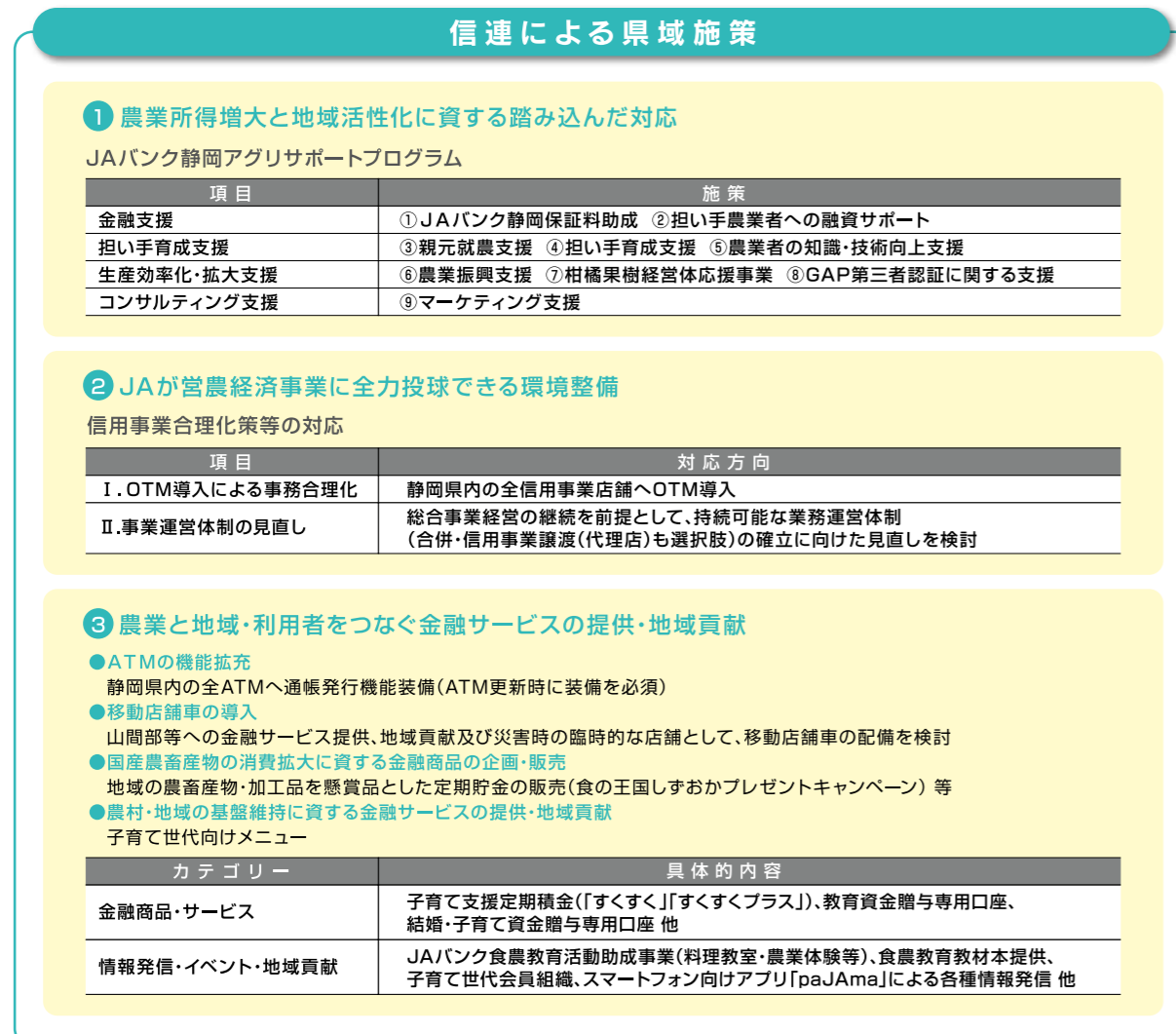
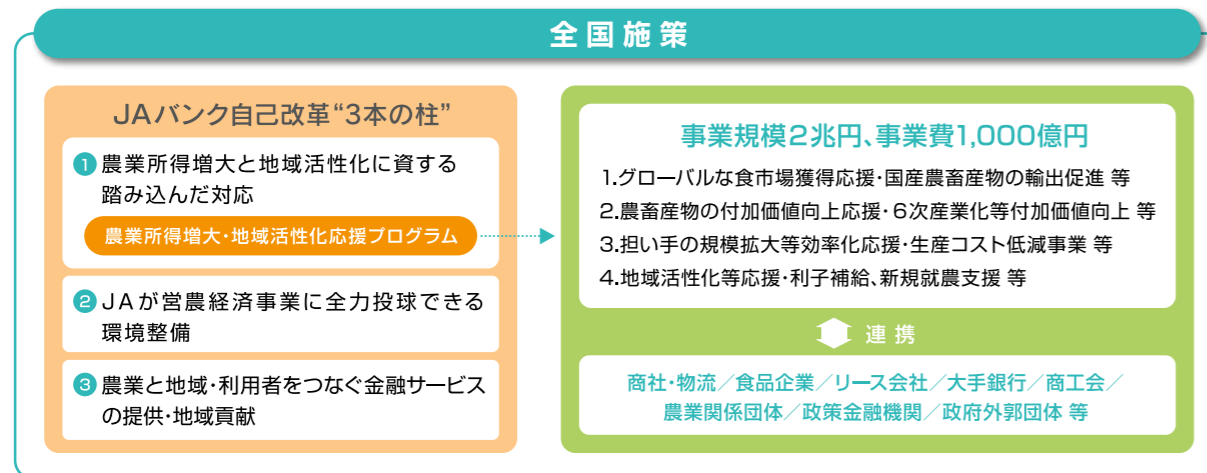
JAバンクでは「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」として、①グローバルな食市場獲得応援、②農畜産物の付加価値向上応援、③担い手の規模拡大等効率化応援、④地域活性化等応援の全国施策を展開しています。

当社は、静岡県の特性を踏まえ、全国施策ではカバーしきれない領域を加え、「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」を展開しています。

施策	内容
JAバンク静岡保証料助成	農業資金のお借入をされる農業者を支援するため、保証料助成による金融支援を行っています。
担い手農業者への融資サポート	JAが関係強化を図る必要があると判断した担い手農業者が必要とする資金のうち、JAが要項適用外等の理由により対応が困難なものについて、当社の審査基準・与信判断により対応を検討します。
親元就農支援	若い労働力の確保や後継者育成につなげるため、親元で農業を学ぶ新規就農者に育成支援を行っています。
担い手育成支援	農畜産物の担い手の育成や地域農業基盤の振興・発展及び地域活性化につなげるため、県内の農業高校や農林大学の学生が行う研究等に対して費用助成を行っています。
農業者の知識・技術向上支援	農業者の農畜産業に関する知識や技術の向上及び農業者の所得向上を目的として、JAが開催する研修等にかかる運営費用の助成を行っています。
農業振興支援	県下JA又はJA出資型農業法人が行う地域農業の継続的な発展に向け、将来の担い手への技術指導・育成支援並びに農業所得向上に向けた営農支援体制を整備することを目的として実施される事業に対して助成を行っています。
柑橘果樹経営体応援事業	県内柑橘果樹生産者に対して、機械化による省力化の推進や高品質化に向けた技術導入を促進するために、購入費用の一部に対して助成を行っています。
GAP第三者認証に関する支援	農業者がGAPによる適切な農場管理及び第三者認証取得を目指すために、JA組織として導入に向けた体制整備や指導員資格等取得費用のうち、当社が承認したものにに対して助成を行っています
マーケティング支援	マーケティングに係る情報等を掲載した機関誌を作成・配布し、農業経営におけるマーケティング意識の向上を図っています。
JAバンク利子補給(全国施策)	農業資金の融資を受ける農業者の借入負担の軽減を図り、経営をバックアップするため、利子補給による金融支援を行っています。
新規就農応援事業(全国施策)	独立新規就農者に対して、経営が不安定な就農直後における営農費用の支援、また、より多様な新規就農者を育成するために新規就農者の研修受入先に対しても助成を行っています。

JAバンク自己改革の取組み

農業を取り巻く状況は厳しさを増すなか、JAグループより一層加速させて実践しております。当会におきましても、JAバンク静岡アグリサポートプログラムをはじめとした農業者支援や、JAらしい金融サービスの提供等を通じ、農業・地域経済の発展に貢献していきます。



## 2 金融面における支援体制

### 6次産業化・農商工連携への支援

農業への支援強化の一環として、6次産業化や農商工連携に取り組む事業者の皆さまに「6次産業化・農商工連携サポート資金」をご用意しております。

### 融資相談窓口の設置

各融資営業の担当部店にお客さまからの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

※ 当会の金融円滑化に係る方針については、「金融円滑化に係る基本的方針」P19をご参照ください。

### 子育て支援商品の取扱い

JAバンク静岡では、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている「子育て支援パスポート事業」に賛同し、お得な特典のある「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をご用意しています。

また、静岡県内の子育てパパ・ママを応援するスマートフォン向けアプリ「paJAmA」を展開し、子育て・料理・レジャーに関する情報に加え、静岡県のJAグループの食農教育活動や旬の農作物の情報など、子育て世代の皆さまのお役に立つ様々な情報をお届けしております。

JAバンク静岡では、今後も子育て支援商品のご提案やアプリの情報・クーポンを一層充実させ、子育て世代のライフプランを応援していきます。

#### <paJAmAの機能概要>

子育て 情報・機能	◇子育て	・子どもの発育情報・各種行政サービスなど
	◇レシピ	・旬の食材を使ったレシピ・離乳食など
	◇お出かけ	・静岡県、東海、近隣のイベント情報など
クーポン	◇クーポン	・ファーマーズマーケット等 ・レジャー施設
地域・JAの情報	◇お役立ち情報 (リンク集)	・病院・子育てお役立ち行政・特産品を買おう ・お金を借りたい・お金を貯めたい・JAに行こう
	◇JAからのお知らせ	・金融情報・JAのイベント・特産品など



### ふじのくに総合食品開発展2018の開催

平成30年1月、JAの取扱う農畜産物のPRとともに、食品関連企業の皆さまとのマッチングを行い、農商工連携や農業の6次産業化の促進を図ることを目的に、静岡県と静岡県下JAグループが連携した商談会を開催しました。



### ビジネスマッチング

お取引先の販路拡大等の新たなビジネスチャンスを創出するビジネスマッチングに積極的に取り組んでいます。平成29年度のマッチング件数は121件となり、うち45件が成約となりました。

なお、平成29年度の主な取組み内容は以下の通りとなっています。

#### <青みかん確保のための事業間連携>

##### ●取組み内容

静岡県JAグループ一体となった取組みの一環として、本会、経済連、株式会社正悦（居酒屋「海ぼうずグループ」を運営）が連携し、「すっぱみかん」サワーの原料である青みかんを安定調達する事業間連携を平成29年9月に構築することができました。

##### ●成果

静岡市内にあった耕作放棄地を青みかん専用農園に再生することで、生産者は本来の収穫時期とは異なる夏場に収穫し、収入を得ることができました。本連携により株式会社正悦（静岡市内9店舗）では約5t/年の青みかんを安定的に確保できるようになり、青みかんを活用した「すっぱみかんサワー」が、健康志向の強い顧客や県外からの顧客も取り込みながら、当社の主力商品になっています。



#### <系統組織と連携した主な成約事例>

連携先	ニーズ内容	マッチング先	概要
製造業 (食料品)	新商品開発のための県内農産物紹介及び提供依頼	JAみっかび	「三ヶ日みかん」を使用した商品が開発され、県内スーパーで期間限定販売
製造業 (食料品)	「紅ほっぺ」の仕入れを希望	JA遠州中央	JAが集荷分の大半を供給している卸売業者経由で調達が決定
サービス業 (宿泊施設運営等)	当社の運営する高速道路SA等で販売するための県内加工品の仕入れを希望	経済連	15施設に対して、12種類の加工品の納品が決定
		JA伊豆太陽	道の駅等へJA伊豆太陽の青パパイヤと干しシイタケの納品を開始
卸売業 (建材)	催事用配布農産物の提供希望	JA三島函南	催事に野菜を購入（人参、玉ねぎ、じゃがいも各100kg程度）

## 3 事業展開に係る支援態勢等

### 静岡県JAグループ アグリビジネスセミナーの開催

平成29年9月、10月に生産者の皆さまが安定した農業経営を実現させることを目的に、「農産物の販路拡大」をテーマとして、県外優良農業者を招いたセミナーを開催しました。



### 東海四県JAグループ 食と農の大商談会2017の開催

平成29年11月、東海地方の持つ農畜産物・加工品を広く周知し、農業者の所得向上・販路拡大につなげることを目的に、東海四県の安全な「食」と魅力あふれる「農」を一堂に集め、第3回目の商談会を名古屋マリオットアソシアホテルにおいて開催しました。



地域社会への貢献等に対する取組み

「食の王国しずおかプレゼントキャンペーン」の展開

JAバンク静岡が行う夏期・冬期特別推進運動の懸賞品として、県下JA・経済連が推薦する地域の農畜産物・加工品を「カタログギフト」としてとりまとめ、定期貯金契約のお客さまに抽選でプレゼントしました。



「平成29年度 静岡県障害者芸術祭」への特別協賛

平成29年11月11日に静岡市葵区にて開催された「平成29年度 静岡県障害者芸術祭」に特別協賛しました。

このイベントは、障害のある方々に芸術活動等の発表機会を提供し、芸術を介して多くの人々との交流を図ることにより、県民の間に障害者福祉への理解と関心を深めていただくため、障害者週間（12月3日～9日）の関連行事として開催されました。芸術祭当日は、作品の展示やステージショー等が行われ、多くの人でにぎわいました。



JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクグループでは全国的な取組みとして、地域の農業振興を目的に「JAバンクアグリ・エコサポート基金」にて、農業振興や環境保全に貢献する事業を展開しています。

この活動の一環として、食農教育や環境教育、金融経済教育をテーマに小学校高学年向けの補助教材を作成し、全国の小学校に贈呈しています。JAバンク静岡では、平成30年3月7日に静岡市教育委員会、平成30年3月12日に浜松市教育委員会、平成30年3月22日には静岡県教育委員会に対してそれぞれ目録を贈呈するとともに、県内531校（特別支援学校含む）の小学5年生（約3万2千人）に、食農・環境・金融経済をテーマとした補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しました。



「フードバンクふじのくに」への食料の寄贈

「フードバンクふじのくに」の設立の目的である「まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、支援を必要としている人に適切に配るフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会作りを目指す」ことに賛同し、平成29年7月に「パンの缶詰・ケーキの缶詰（各192缶）」、平成29年10月に「カロリーメイト（700箱）」を寄贈しました。



不要となった制服を資源回収プロジェクトへ提供

職員の制服廃止に伴い、地域貢献活動の一環として株式会社エスパルス、株式会社エコネコルが展開する、エスパルス・エコチャレンジ「もったいないBOX」を通じ、夏服と冬服合わせて約1,000着の不要となった制服を回収し、再資源化しました。

なお、再資源化された資源の売却代金の一部は、地域貢献活動や清水エスパルスのチーム強化支援費として活用される予定です。



環境保全活動への取組み

平成29年11月に安倍川の河川敷で開催された「第15回 安倍川流木クリーンまつり」に当会役員とその家族96名がボランティアとして参加しました。今後とも地域に根ざした環境保全活動に積極的に取り組んでいきます。



振り込め詐欺等の被害防止への取組み

JAバンク静岡では、振り込め詐欺等の被害を防止するため、お客さまに対する店頭での声掛けに努めるとともに、平成30年4月より、現金自動預払機（ATM）で3年間、入出金など各種取引をしていない70歳以上のお客さまを対象にした利用制限を始めました。



## 地域の皆さまとの関わり

### 地域に対する当会の考え方

当会は静岡県下 JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆様や、JA・農業に関連する団体及び県内の企業・地方公共団体等にもご利用

いただいています。

当会は、JA との強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆様の経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

### 地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

#### 1. 地域の皆さまからの資金調達の状況

##### 預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先	平成28年度	平成29年度	増減
会員	3,684,948	3,816,525	131,576
農協	3,665,239	3,796,065	130,826
連合会	7,121	6,943	△ 178
会員の組合員	532	595	62
准会員・みなし会員	12,055	12,922	866
員外	29,068	28,370	△ 697
合計	3,714,016	3,844,895	130,878

※ 譲渡性貯金は除いて表示しています。

#### 2. 地域の皆さまへの資金供給の状況

##### 貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	平成28年度	平成29年度	増減
会員	4,794	4,646	△ 148
農協	806	645	△ 160
連合会	1,700	1,479	△ 220
会員の組合員	1,962	1,949	△ 12
准会員・みなし会員	324	570	245
員外	99,259	96,306	△ 2,953
合計	104,054	100,952	△ 3,102

※ 県外貸出金は除いて表示しています。

##### 農業関係貸出金残高(県下JA・当会取扱分)

(単位：百万円)

資金名	平成28年度	平成29年度	増減
農業制度資金	19,287	18,192	△ 1,094
農業近代化資金	4,769	5,062	293
農業改良資金	261	197	△ 64
スーパーL資金	3,913	3,484	△ 428
就農支援資金	1,246	1,027	△ 219
その他制度資金	9,095	8,421	△ 674
アグリビジネスローン	771	602	△ 169
JA 農業者ローン・JA アグリマイティー資金	4,740	7,057	2,317

※ 当会の主な融資業務については、P23の「融資業務」をご参照ください。

## 民俗芸能ステージへの協賛

平成30年4月28日～5月6日にかけて駿府城公園にて開催された『今川義元公生誕500年祭イベント駿府串まつり2018』の「民俗芸能ステージ」に協賛しました。当会は、静岡県内の民俗芸能の継承を応援します。



## 「公益信託 JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

当会では、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託 JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、これまで、お太鼓まつり保存会(静岡市)を始め、二社殿冬海中みそぎ祭り保存会(沼津市)や遠江国一宮小國神社古式舞楽保存会(周智郡森町)など、のべ219団体に対して助成を行い、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対する助成活動を通して、地域文化活動を支援しています。

平成29年度(第19回目)は、12団体に対し総額325万円の助成を行いました。なお、第20回目の募集は平成30年10月から11月まで実施し、助成金交付については平成31年4月に行う予定です。

また、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」をJA窓口及び各市町の教育委員会等に設置しています。



【お太鼓まつり】(清水区由比町)



【二社殿冬海中みそぎ祭り】(沼津市)

### 「公益信託 JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先

- 農中信託銀行株式会社 TEL.03-5281-1340
- 静岡県信連 総務部 TEL.054-284-9652



## リスク管理

### リスク管理に対する考え方

近年における金融市場の急速な変化は、金融機関を取り巻く経営環境の不確実性を高め、複雑かつ多種のリスクをもたらしています。

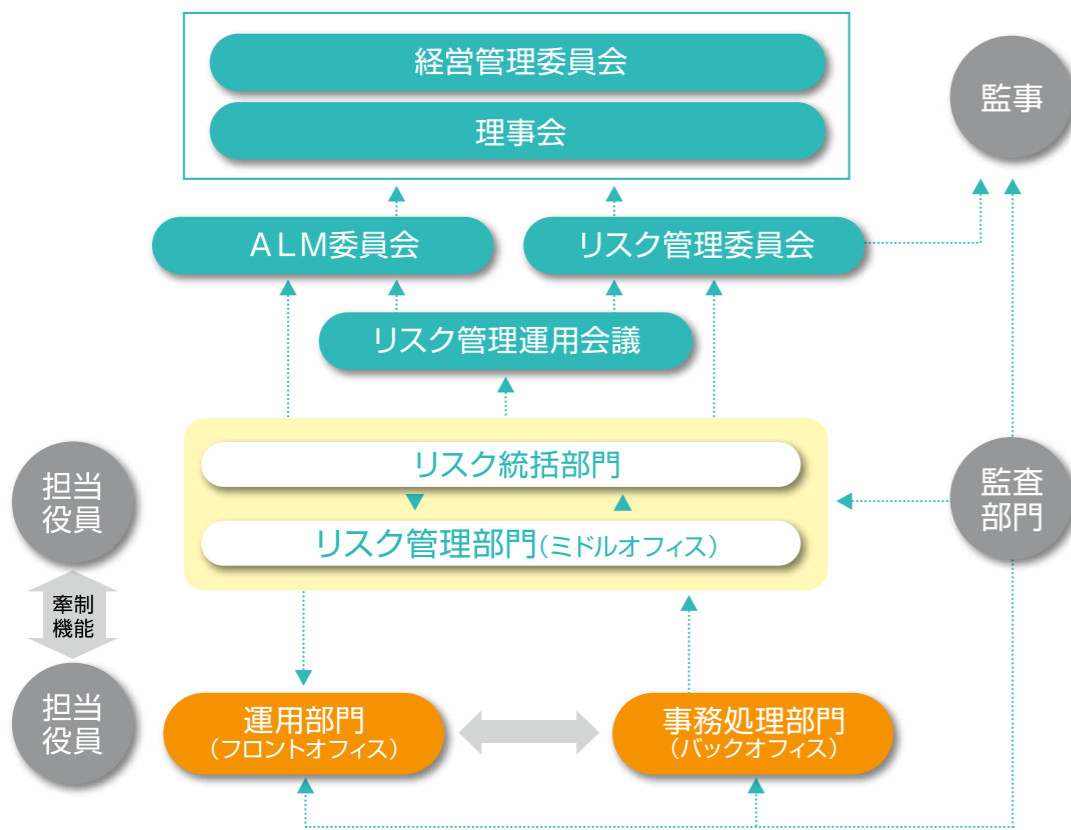
こうした中、当社が健全性・安全性の確保と高い信頼性を維持していくためには、リスクに対する有効な内部管理体制を確立し、直面しているリスクに対応する能力を高め、適切なリスク管理を行うことが重要であると認識しています。

当社ではリスク管理態勢の強化・充実を経営上の最重要事項として「リスクマネジメント基本方針」のもとに、ALM委員会・リスク管理委員会を両輪として、リスク管理強化に努めています。

さらに、信用リスク・市場リスクに対しては計量化手法によるリスク量の管理を行う等、リスクマネジメントの高度化に向けた取組みを進めています。

### リスク管理体制

- ポイント** 1. 経営戦略の決定・周知 2. 相互牽制機能の発揮 3. リスク情報の集中・管理



#### ALM委員会

金利リスク等市場リスク管理に関する経営戦略の決定機関として、調達・運用全体の金利変動リスク等を踏まえ、最適資金配分及び資金運用方針等の検討・協議を行っています。

#### リスク管理委員会

経営の抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等を実施するとともに、諸リスクの情報を経営層並びに関係部署へ報告しています。

### リスクの種類

#### 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスク

#### 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し、損失を被るリスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等）

#### 流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合及び資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）

#### オペレーショナル・リスク

##### ●システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク

コンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク

##### ●事務リスク

業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク

##### ●法務リスク

経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク

##### ●レピュテーションリスク

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク

### 各種リスク管理

#### 信用リスク管理

信用リスクに対しては、融資部門から独立した部署が審査を実施し、牽制機能を確保するとともに、内部格付制度による与信先別の与信限度額管理を行っています。また、格付別・業種別の与信状況についてもモニタリングを行い、与信集中を管理することによりリスク分散に努めています。

さらに、VaRによるリスクの計量化を行い、市場リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

※ VaR（バリュアットリスク）とは、資産を一定期間保有した場合の最大損失額を過去の市場変動から統計的に算出した額のことです。

#### 市場リスク管理

保有する有価証券について、複数の手法を用いた多面的な管理により、リスクのコントロールに努めています。また、日次においても評価及びリスク量等の計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

具体的には、VaRによるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

#### 流動性リスク管理

流動性確保のため、大口の資金動向等の把握と管理を行い、流動性確保の状況を確認することで、流動性リスクの未然防止を図っています。

#### オペレーショナル・リスク管理

##### ●システムリスク管理

システムリスクについては、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運営に努めるとともに、障害等による不測の事態への適切な対応により、リスク軽減を図っています。

##### ●その他リスク管理

「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、法令・規則及び基準等の遵守に取組み、事務リスク等の未然防止を図っています。また、リスク情報についてはリスク管理統括部署において一元管理を行い、迅速な対応が図られるよう取り組んでいます。

### 内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会のすべての部署を対象とし、内部監査計画及び内部監査実施計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告した後、被監査

部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。さらに、監査結果の概要を定期的に理事会及び経営管理委員会へ報告しています。特に緊急を要する重要な事項については、直ちに代表理事理事長、監事に報告するとともに理事会及び経営管理委員会にも報告し、迅速かつ適切な措置を講じることとしています。

### 利用者保護等管理

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、「利用者保護等管理方針」及び関連規定により、利用者保護等管理の実践に取り組んでいます。

利用者保護等管理では、「利用者説明管理」、「利用者サポート管理」、「利用者情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」を構成要素とし、それに対する組織の体制と役

割分担を定め、お客さまへの情報提供、お客さまからの相談・要望・苦情等への対応、お客さまの情報（外部委託業務に係るお客さまの情報も含む）の適切な管理、お客さまの利益の保護に努めるとともに、評価・改善活動を通じて、管理態勢の強化・充実に取り組んでいます。

### 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応及び金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者とは当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

### コンプライアンスにかかる基本方針

当会は、高い公共性を有し、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕に資するため、その社会的責任と公共的使命を自覚し地域発展のために尽力しています。

このため、当会においては、これからもこうした社会的責任と公共的使命を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、当会の経営理念、行動規範及び役職員の行動指針に基づき、以下の8項目からなる基本方針を定めています。

### コンプライアンスにかかる基本方針

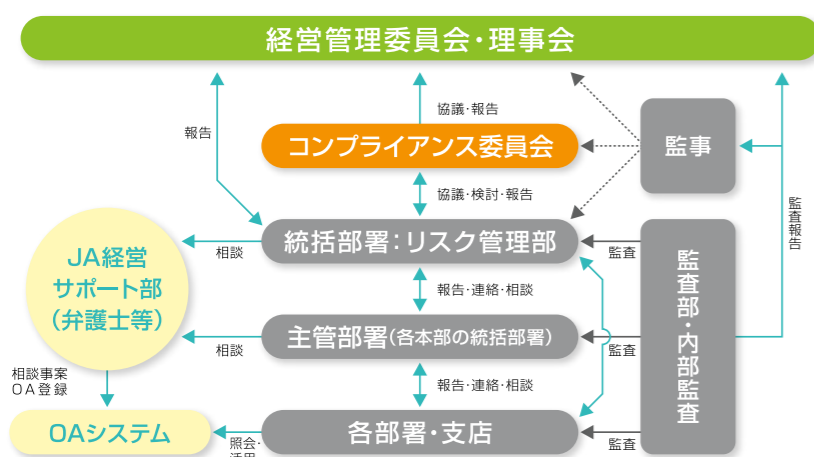
- 1 〈信連の社会的責任と公共的使命の認識〉  
信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
- 2 〈会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供〉  
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。
- 3 〈法令やルールの厳格な遵守〉  
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。
- 4 〈反社会的勢力の排除〉  
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
- 5 〈透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実〉  
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。
- 6 〈職員の人権の尊重等〉  
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
- 7 〈環境問題への取組〉  
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。
- 8 〈社会貢献活動への取組〉  
信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に取り組む。

### コンプライアンス態勢

当会は、金融機関としての公共的使命と社会的責任を全うし、社会的信頼を確保するためにコンプライアンス経営の実践に取り組んでいます。

当会のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会を設置、委員会は理事長を委員長に、役員・関係部長を委員

に構成し、また、コンプライアンス統括部署としてリスク管理部を位置付けています。各部署には、コンプライアンス担当者を配置し、役職員がそれぞれの立場・役割において誠実かつ公正な業務運営を遂行していくとともに、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に取り組んでいます。



#### ●コンプライアンス活動と今後の取組み

コンプライアンス態勢の確立に向けた法令遵守の職場風土を確固たるものとするため、コンプライアンス活動を強化・充実し、コンプライアンス重視の気風を役職員一人一人に浸透すべく、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員一丸となって取り組みます。

#### ●コンプライアンスの啓発・周知徹底

コンプライアンス・プログラムに沿った会議及び職員研修等により、全役職員に対しコンプライアンスの啓発と徹底を図っています。

## 利益相反管理方針の概要

当会は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定めその概要を、次のとおり公表します。

- 1 <対象取引の範囲>  
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務に係る利用者との取引であって、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
- 2 <利益相反のおそれのある取引の類型>  
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
  - 利用者との間の利益が相反する類型
  - 当会の「利用者」と他の利用者との間の利益が相反する類型
- 3 <利益相反の管理の方法>  
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保いたします。
  - 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
  - 対象取引又は当該利用者との取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
  - 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に対して適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
  - その他対象取引を適切に管理するための方法
- 4 <利益相反管理体制>  
●当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。  
●利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を必要に応じ適切に検証し、改善いたします。
- 5 <利益相反管理体制の検証等>  
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を必要に応じ検証し、見直しを行います。

## 情報セキュリティ

当会は、当会内の情報及びお預りした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが、当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規定により、当会内の体制整備を図っています。

情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネット

ワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等を防止しています。

また、情報セキュリティ活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

## 個人情報保護

金融事業が常に広範なお客さま情報を取扱うものであることを強く意識し、当会業務に対する社会的信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）その他

の関連諸法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報等の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいます。また、当会内の体制整備や職員の個人情報保護意識の高揚に努め、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応が図られるよう取り組んでいます。

個人情報保護方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#privacy>

## 金融円滑化に係る基本的方針

当会は、農業及び地域金融における円滑な資金供給をも重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向け取り組んでいます。

JAを基本構成員とする協同組合の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」と位置付け、当

会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、「金融円滑化に係る基本方針」及び「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化に関する取組体制を整えています。

また、当会は、金融円滑化を適切に進めるために、各融資営業の担当部店にお客さまからの金融円滑化に係る「相談窓口」を設置し、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けています。

金融円滑化に係る基本方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

## 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定める等、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の

一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

経営者保証に関するガイドラインへの対応方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実ではない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう従業員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応

### 苦情処理措置

当会では、お客さまに一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談及び苦情等を受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて信連内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、信連内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。
- 4 一般社団法人 JA バンク相談所でも、当会業務に関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択す

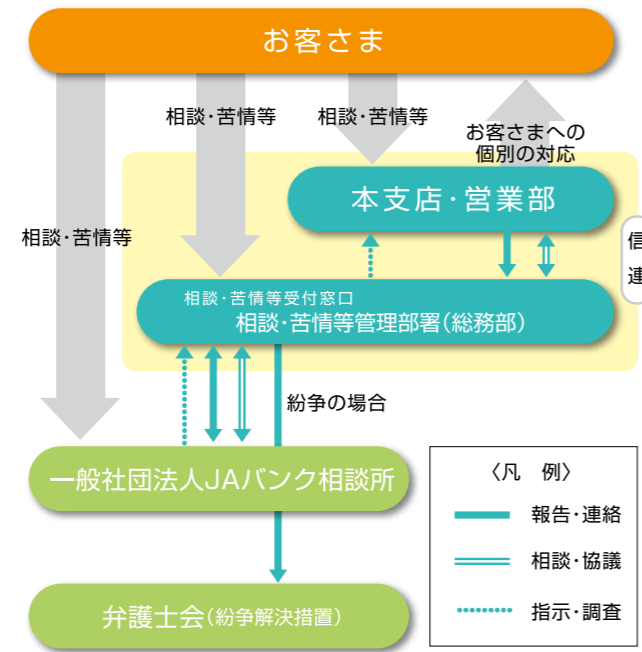
るとともに、会員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

- 〈お客さまへの最適な商品提供〉  
 1 お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。
- 〈お客さま本位のご提案と情報提供〉  
 2 お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
- 〈利益相反の適切な管理〉  
 3 お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
- 〈お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築〉  
 4 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#fiduciaryduty>

苦情等受付・対応態勢

当会では、右図のような態勢でお客さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用しています。



紛争解決措置

苦情等のお申し出については、当会が対応しますが、納得のいくような解決ができず、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、JAバンク相談所を通じ、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

※ 当会の受付窓口及びJAバンク静岡の相談窓口については、P94の「ご案内」をご覧ください。

金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応

▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/wordpress/wp-content/uploads/2018/06/ce68b4fd9316edd09f5da45c60796bf1.pdf>

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- 〈運営等〉  
 1 当会は、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。
- 〈反社会的勢力等との決別〉  
 2 当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。
- 〈組織的な対応〉  
 3 当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- 〈外部専門機関との連携〉  
 4 当会は、警察、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
- 〈取引時確認〉  
 5 当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。
- 〈疑わしい取引の届出〉  
 6 当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

以上

※ 「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

# 業務のご案内

## 貯金等窓口業務

当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金をはじめとして各種定期貯金、定期積金等、ご利用目的や期間、金額等に  
応じてお選びいただけるさまざまな貯金等窓口業務を行っています。

主な金融商品・サービスは次のとおりです。

### 1 主な貯金商品

(平成30年7月1日現在)

種類	期間	預入単位
当座貯金	定めなし	1円以上1円単位
普通貯金	定めなし	1円以上1円単位
貯蓄貯金	定めなし	1円以上1円単位
通知貯金	7日以上	5万円以上1円単位
スーパー定期貯金	1か月以上5年以内	1円以上1円単位
大口定期貯金	1か月以上5年以内	1,000万円以上1円単位
期日指定定期貯金	1年以上3年以内	1円以上300万円未満1円単位
変動金利定期貯金	1年、2年、3年	1円以上1円単位
定期積金	6か月以上5年以内	1回あたり1,000円以上1円単位

※ 適用金利等の詳細は当会の本支店窓口にてご確認ください。

### 2 公金、公共料金等の収納及び取りまとめ業務

静岡県収納代理金融機関であり、また、日本銀行歳入復代理店(本店、浜松支店)です。

### 3 国債・投資信託の窓口販売業務

国債・投資信託は、本店・浜松支店にてお取扱いしています。詳細は取扱窓口にてご確認ください。

### 4 信託代理業務

農中信託銀行の代理店として、土地信託・有価証券信託等をお取扱いしています。

## 融資業務

農業及び地域発展に寄与する一般企業・団体の設備資金や運転資金等の融資業務を行っています。  
主な融資業務は次のとおりです。

### 1 農業関連資金

(平成30年7月1日現在)

種類	お使いみち	ご利用 いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
しずおか アグリビジネス ローン	農業振興に 資するための 運転資金・設 備資金等	農業者 (要件を満たす 個人・法人)	運転資金は年商 の50%以内 設備資金は事業 費の100%以内	運転資金は5年以内 設備資金は15年以内 〔据置期間 (1年以内)を含む〕	元利均等返済 元金均等返済 [毎月・年2回・年1回] 1年以内の短期資金 は期日一括も可能 です。	原則として第三者 個人保証は必要あり ません。担保は必要 に応じてご用意い たできます。
JA アグリマイティー資金						
アグリエース 資金	農業生産にか かる資金	農業者 (要件を満たす 個人・法人)	事業費の100% 以内 10万円以上 3億円以内	設備資金は20年以内 〔据置期間 (3年以内)を含む〕 運転資金は10年以内	元利均等返済、 元金均等返済 [毎月・年2回・年1回・ 特定月増額返済] 1年以内の短期資金 は期日一括も可能 です。	県農業信用基金協 会の保証。個人保証・ 担保は必要に応じ てご用意いただき ます。 法人の方は、代表者 の連帯保証が必要 です。
アグリネット 資金	農産物の加工・ 流通・販売にか かる資金			20年以内 〔据置期間 (3年以内)を含む〕		
アグリエリア 資金	地域活性化・ 振興にかかる 資金	農業法人・ 農業関係団体	原則10年以内 〔据置期間 (設備稼働開始 時期まで)を含む〕			
アグリパワー 資金	再生可能エネ ルギーにかか る資金	農業者 (要件を満たす 個人・法人)	10万円以上 5,000万円以内			
災害緊急 資金	—	—	10万円以上 500万円以内	5年以内 〔据置期間 (2年以内)を含む〕	—	—
しずおか アグリサポート 資金	農機具の購入 資金・パイプ ハウス等資材 及び建設資 金・格納庫建 設資金等	農業者 (要件を満たす 個人・法人)	10万円以上 1,800万円以内	1年以上10年以内 (据置期間を含む)	元利均等返済 元金均等返済 [毎月・年2回・年1回]	県農業信用基金協 会の保証。 代表者の個人保証・ 担保は必要に応じ てご用意いただき ます。
	農業生産・経 営に必要な 運転資金			1年以内		
6次産業化・ 農工商連携 サポート資金	6次産業化、農 工商連携に係 る設備資金・ 運転資金	6次産業化・農 工商連携に取 組む事業者	100万円以上 5億円以内	15年以内	元利均等返済 元金均等返済 期日一括返済	必要に応じてご用 意いただけます。

## 2 静岡県農業制度資金

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
農業近代化資金	農業にかかる機械・施設の取得資金及び長期運転資金等	個人施設資金は 農業者(個人・法人) 共同施設資金は JA・農業法人・農業 関係団体等	個人は 1,800万円以内 (特認2億円以内) 法人は 2億円以内	15年以内 〔据置期間 (3年以内)を 含む〕	元金均等返済	個人施設資金の 場合は原則として 県農業信用基金 協会の保証。共同 施設資金は原則と して代表者の個人 保証が必要です。 担保は必要に応じ てご用意いただき ます。

## 3 日本政策金融公庫資金

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	農業にかかる機械・施設・農地の取得資金及び長期運転資金等	認定農業者等 (個人・法人)	個人は 3億円以内 (特認6億円以内) 法人は 10億円以内 (特認30億円以内)	25年以内 〔据置期間 (10年以内)を 含む〕	元金均等返済	農協転貸の場合は 県農業信用基金協 会の保証。担保は 必要に応じてご用 意いただきます。 当会が直接貸付す る場合は、原則と して担保が必要です。 保証は必要に応じ ていただきます。
青年等就農資金	経営を開始してか ら5年以内必要 となる機械・施設 等の購入に必要 な資金	新たに農業経営を 営もうとする青年 等で、市町認定の 認定新規就農者	3,700万円以内 (特認1億円以内)	12年以内 〔据置期間 (5年以内)を 含む〕		

## 4 手形貸付・証書貸付・当座貸越・手形割引による設備・運転資金の融資業務及び債務の保証

### 為替・決済業務

静岡県下JAの為替決済本部として、全国のJA並びに銀行・信用金庫等との為替取引をはじめ、口座振替等の各種決済業務を行っており、地域の皆様へのサービス向上に努めています。

#### 1 為替業務

全国銀行内国為替制度(全国銀行データ通信システム)に加盟の金融機関として、全国のJA並びに銀行・信用金庫等への振込・送金・代金取立を行っています。

#### 2 決済業務

給与・年金の口座振込、静岡県公金・各種公共料金等の口座振替、日本銀行歳入金・各種公共料金等の収納事務、クレジットカードやデビットカードによる代金決済等の業務を行っています。

### 受託貸付業務

日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の取扱店として、農業生産基盤の向上・教育・住宅建設等に必要の長期低利資金を取扱っています。

(平成30年7月1日現在)

受託先		資金名
日本政策 金融公庫	農林水産事業	● 農業経営基盤強化資金 ● 経営体育成強化資金 ● 農林漁業施設資金 ● 農業基盤整備資金 ● 青年等就農資金 等
	国民生活事業	● 教育資金
住宅金融支援機構		● 災害復興住宅資金 ● 賃貸住宅資金 等

### 資金運用業務

JA等からお預りした資金のうち、融資業務による資金を除いた余裕資金について、農林中金及び銀行への預け金や有価証券・金銭債権等により、安全かつ効率的な運用を行っています。特に、有価証券運用については、信用リスク・金利リスク等のリスク管理を徹底することにより安全性を確保しつつ、収益性の向上に努めています。

### 系統金融企画・推進業務

JA・信連・農林中金が一体となって、組合員・地域の皆様に対して一層の「便利」と「安心」を提供するJAバンクシステムのもと、静岡県下JA全体の事業運営に係る企画、JAの金融事業活動に関する支援、JAのコンプライアンス態勢の強化支援に取り組んでいます。

### 相談・研修業務

JA信用事業の事務処理に関するJAからの相談や金融取引等で発生する法務・税務に関する相談に対応しています。また、当会が主催するJA職員向け研修会等を通じ、JAの人材育成・業務支援に取り組んでいます。

### 電算業務

農林中金が運営する信用オンライン全国システム(JASTEMシステム)を通して、JAの組合員・地域の皆様に貯金・融資・為替・自動振替等のオンライン金融サービスを提供しています。

また、窓口におけるお取引の他に、お客様に直接ご操作いただくATM・インターネットバンキング等のサービスも提供しています。

## 手数料一覧

(平成30年7月1日現在)

## 内国為替の取扱手数料

手数料の種類		手数料(消費税込)					
送金手数料	当会本支店・県内JA宛	1件 432円					
	他金融機関宛	1件 648円					
振込手数料	窓口利用	3万円未満	同一店内宛	108円			
			当会本支店・県内JA宛	216円			
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛 他金融機関宛	648円			
		3万円以上	同一店内宛	324円			
			当会本支店・県内JA宛	432円			
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛 他金融機関宛	864円			
	ATMネットバンク利用等	3万円未満	同一店内宛	ATM	JAネットバンク	法人JAネットバンク	アンサー
			当会本支店・県内JA宛	0円	0円	0円	0円
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛 他金融機関宛	108円	108円	0円	108円
		3万円以上	同一店内宛	0円	0円	0円	0円
			当会本支店・県内JA宛	324円	324円	0円	324円
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛 他金融機関宛	432円	432円	324円	432円
代金取立手数料	当会本支店・県内JA宛		1通 216円				
	他金融機関宛		同地交換※	1通 216円			
			隔地交換	1通 864円			
			個別取立	普通扱	1通 864円		
			至急扱	1通 1,080円			

※「同地交換」とは、支払地が静岡県内のものであります。

## JAネットバンクサービス・法人JAネットバンクサービス・JAアンサーサービス・JAバンクでんさいサービス手数料

JAアンサーサービス月額利用料	月額	1,080円
JAネットバンクサービス月額利用料	月額	0円
法人JAネットバンクサービス月額利用料	月額	1,080円
JAバンクでんさいサービス月額利用料	月額	0円

## JAバンクでんさいサービスに係る手数料

お取引内容	1件あたり手数料(消費税込)			
	当会同一店内宛	当会他店宛	JA・他信連・農林中金宛	他金融機関・漁協・信漁連宛
発生記録	債務者請求	216円	216円	216円
	債権者請求	216円	216円	216円
譲渡記録	108円	108円	108円	216円
分割(譲渡)記録	216円	216円	216円	432円
変更記録	108円			
保証記録	108円			
支払等記録	108円			

※ お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合は、別途手数料をいただきます。

## その他の諸手数料

手数料の種類		手数料(消費税込)	
キャッシュカード発行	ICキャッシュカード	発行	1枚 0円
		更新	1枚 0円
		再発行	1枚 1,080円
	JAカード(一体型)	発行	1枚 0円
		更新	1枚 0円
		再発行	1枚 1,080円
通帳・証書再発行		1通 1,080円	
残高証明書発行	定例	1件 324円	
	その他	1件 324円	
	監査法人等制定書式	1件 1,080円	
取引証明書発行		1通 324円	
個人情報開示手数料		1件 1,080円	
自己宛小切手発行		1枚 540円	
約束手形(50枚綴)発行		1冊 972円	
為替手形(25枚綴)発行		1冊 540円	
小切手帳(50枚綴)発行		1冊 864円	
国債口座管理		月額 108円	

※ お客さまから頂戴する手数料の一覧は、当会のホームページをご確認ください。

## オンラインサービス

(平成30年7月1日現在)

## ATM

お取引	ご利用時間	
	平日	土曜日・日曜日・祝日・12月31日・1月1日～2日
出金・入金・定期預入 通帳記帳・残高照会 両替・振替・暗証番号変更	7:00～22:00	8:00～21:00
キャッシング	8:00～21:00	
振込	8:00～21:00	

※ 1. ご利用可能なお取引・ご利用時間については、ATM設置場所等により異なりますので、詳しくは当会へおたずねください。なお、ご出金及び一部のお取引は、静岡県下JA・全国JA及び当会と提携した金融機関のお客さまもご利用いただけます。

2. 平成30年7月14日～15日、10月6日～8日、平成31年1月3日の終日は、システムのメンテナンスにより、静岡県下JA・当会のATMを休止(予定)させていただきます。

## JAネットバンクサービス

パソコン・スマートフォン・携帯からインターネットへの接続により、当会とお取引ができる個人のお客さま向けのサービスです。

サービスの種類	ご利用時間				
	平日	土曜日・祝日・12月31日	日曜日・1月4日・5月5日	5月3日・第1、第3日曜日	1月2日
照会サービス	残高照会	0:40～23:40	6:30～23:40	6:00～23:40	8:00～19:00
	入出金照会				
	振込・振替照会				
振込・振替サービス	即時(当日)	0:40～15:00			
	予約	0:40～23:40	6:30～23:40	6:00～23:40	8:00～19:00

※ 1. 1月1日、1月3日及び5月4日の終日(5月4日が日曜日の場合は5月3日)は、システムメンテナンスによりサービスを休止させていただきます。

2. 日曜日が祝日、年末日または5月3日と重なる場合は、日曜日の利用可能時間帯となります。

3. サービス休止日・時間は変更となる場合もありますので、最新の情報はJAネットバンクホームページをご確認ください。

## 法人JAネットバンクサービス

パソコンからインターネットへの接続により、当会とお取引ができる、法人・個人事業主のお客さま向けのサービスです。

サービスの種類	ご利用時間	
	平日	土曜日・日曜日・祝日
照会サービス	残高照会	8:00～20:00
	入出金明細照会	
	振込入金明細照会	
振込・振替サービス	即時(当日)	8:00～15:00
	予約	8:00～20:00
伝送サービス	総合振込、給与・賞与振込	8:00～20:00
	口座振替、口座振替結果照会	8:00～20:00
JAバンクでんさいサービス	当日付	8:00～15:00
	予約	8:00～20:00

※ 1. 1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日の終日はサービスを休止させていただきます。また、その他システムメンテナンス作業のため、利用時間内でもご利用いただけない場合があります。

2. JAバンクでんさいサービスについては、1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日、毎月第2土曜日、12月31日の終日、サービスを休止させていただきます。

3. サービス休止日・時間は変更となる場合もありますので、最新の情報は法人JAネットバンクホームページをご確認ください。

## JAアンサーサービス

電話・FAX・パソコンにより、ご自宅や会社に居ながら当会とお取引ができるサービスです。

サービスの種類	ご利用時間	
	平日	土曜日・日曜日・12月31日
通知サービス	通知	8:00～21:00
照会サービス	残高照会	8:45～21:00
	取引・入出金照会	
	振込・振替照会	
振込・振替サービス	即時(当日)	8:45～15:00
	予約	8:45～21:00

※ 1. 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日の終日及び祝日(振替休日を含む)は、サービスを休止させていただきます。

2. ご利用の端末により利用できるサービス及びサービス休止日が異なりますので、詳しくは当会へおたずねください。

# 組織

## 組織

### 会員数

区分	平成29年3月末	平成30年3月末
正会員	31会員	31会員
准会員	20会員	20会員
合計	51会員	51会員

### 役員

(平成30年7月1日現在)

#### 経営管理委員会

会長	経営管理委員		
柴田 篤郎 (非常勤)	勝亦 光明 (非常勤)	鈴木 正三 (非常勤)	池谷 薫 (非常勤)
	青山 吉和 (非常勤)	土屋 壽良 (非常勤)	大石 直司 (非常勤)
	鈴木 和俊 (非常勤)	岡田 晃一 (非常勤)	松永 大吾 (非常勤)
	鈴木 勝 (非常勤)	芹沢 秋雄 (非常勤)	堀内 和清 (非常勤)
	進士 克馬 (非常勤)	清 周二 (非常勤)	後藤 善一 (非常勤)

※ 経営管理委員会構成メンバーには監事4名を含みます。

#### 理事会

代表理事	代表理事専務	常務理事
堀内 達也 (常勤)	天野 宗彦 (常勤)	山本 一人 (常勤)
		田代 芳彦 (常勤)
		伊藤 佳徳 (常勤)

※ 理事会構成メンバーには監事4名を含みます。

#### 監事会

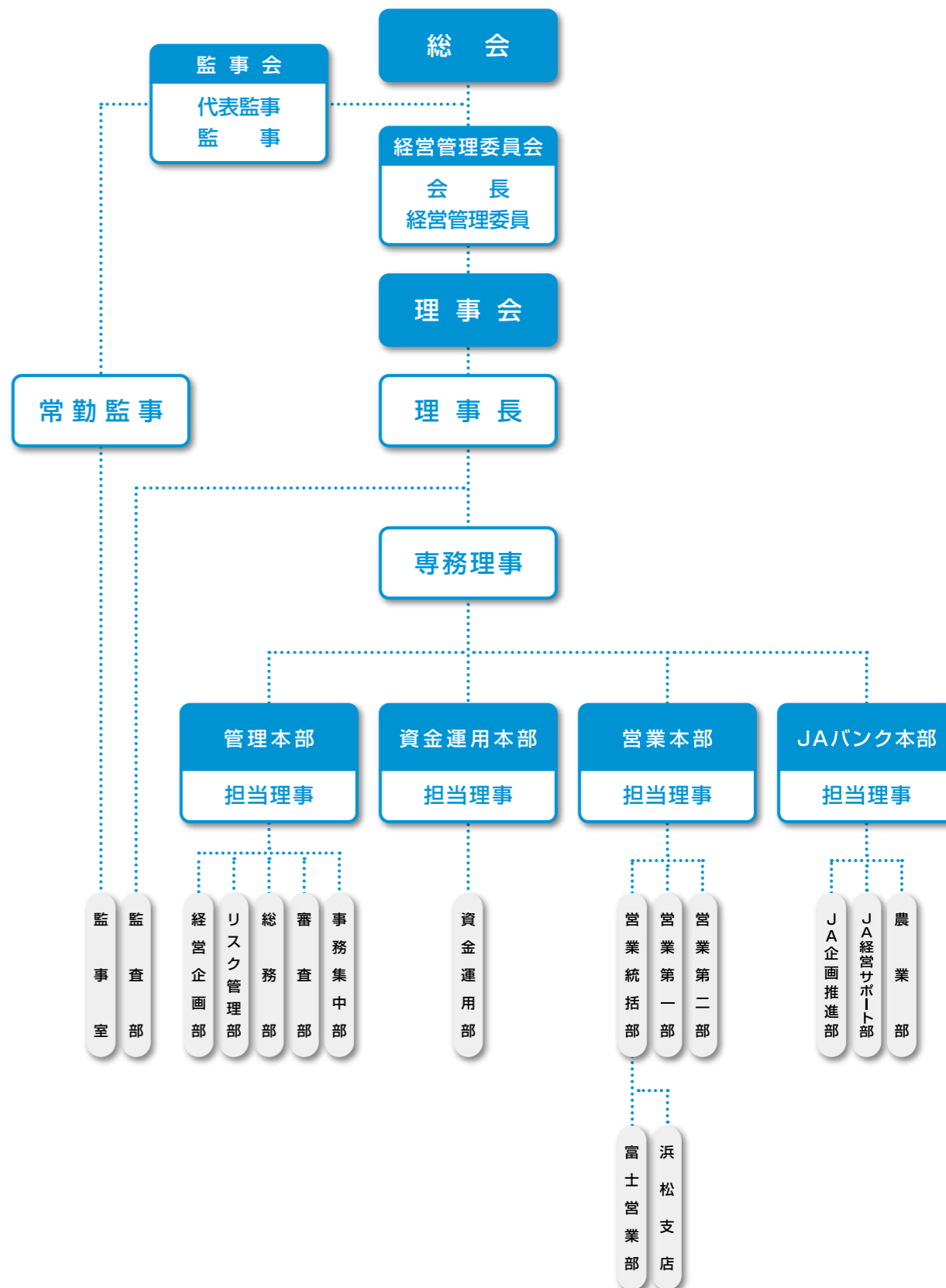
代表監事	監事
柿島 直人 (非常勤)	鈴木 政成 (非常勤)
	渡辺 孝夫 (常勤)
	内野 稔 (非常勤)

### 職員数

区分	平成29年3月末	平成30年3月末
男子職員	166名	169名
女子職員	100名	99名
合計	266名	268名

## 機構図

(平成30年7月1日現在)





## 店舗

### 静岡県信連の店舗一覧

#### 本店

(平成30年7月1日現在)



● 静岡県農業会館  
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号  
TEL.054-284-9652



● 静岡県農業会館第二ビル  
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号  
TEL.054-284-9652



● 事務センター  
〒422-8691 静岡市駿河区豊田一丁目4番15号  
TEL.054-284-1111

#### 支店・営業部



● 富士営業部  
〒416-0907 富士市中島397番地の2  
TEL.0545-61-1550



● 浜松支店  
〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号  
TEL.053-453-0121

### ATM 設置場所

(平成30年7月1日現在)

店舗併設ATM	店舗外ATM
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 静岡県農業会館1F</li> <li>● 静岡県農業会館第二ビル1F</li> <li>● 浜松支店</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 静岡駅アスティ</li> <li>● 浜松市役所 (静岡銀行共同設置)</li> <li>● 静岡文化芸術大学 (静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行・浜松信用金庫・遠州信用金庫共同設置)</li> <li>● 浜松高丘 (浜松開拓農協)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市葵区黒金町</li> <li>浜松市中区元城町</li> <li>浜松市中区中央</li> <li>浜松市中区高丘西</li> </ul>

### 特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

## 沿革

当会は、大正元年「静岡県信用組合联合会」として設立され、業務を開始しました。

昭和18年「静岡県農業会」に改組し、昭和23年、農業協同組合法に基づいて設立された静岡県下JAの総意により、

「静岡県信用農業協同組合連合会」としてスタートしました。

以来、地域の皆様のご支援、ご協力をいただき今日にいたっています。

### 当会のあゆみ

大正 元年 12月	当会の前身、静岡県信用組合联合会設立	平成 5年 12月	県下JA貸出金1兆円達成
昭和18年 12月	静岡県農業会と改組 (昭和23年に解散)	7年 2月	CI 導入
23年 8月	静岡県信用農業協同組合連合会設立	9年 6月	信託代理店業務 (農中信託銀行) 開始
27年 12月	県下JA貯金100億円達成	9年 10月	(株)静岡県信連ビジネスサービス設立
29年 4月	農林漁業金融公庫 (現(株)日本政策金融公庫) 受託業務開始	10年 1月	「静岡県指定代理金融機関」資格取得
31年 12月	信連貯金100億円達成	10年 3月	静岡手形交換所 (県下手形交換所統合) への直接加盟
38年 4月	住宅金融公庫 (現 住宅金融支援機構) 受託業務開始	10年 12月	投資信託窓口販売業務開始
40年 11月	静岡県農業会館落成 (静岡市駿河区曲金)	12年 5月	郵貯とCD・ATM 提携開始
43年 4月	静岡県公金収納事務の取扱い開始	12年 10月	デビットカードの取扱い開始
45年 8月	(株)静農事業団 (現 静岡コープサービス(株)) 設立	13年 4月	インターネット・モバイルバンキングのサービス開始
47年 4月	農協ホームローン取扱い開始	13年 12月	JAバンク静岡県本部設置
48年 4月	(社)静岡県農協保証センター発足 (現 一般社団法人静岡県農協保証センター)	14年 6月	経営管理委員会制度の導入
49年 1月	県下JA 為替取扱い開始	15年 2月	個人向け国債窓口販売業務開始
53年 3月	信連事務センター竣工 (静岡市駿河区豊田)	15年 7月	県下JA貯金4兆円達成
53年 10月	信連全店オンライン稼働 (以後順次JAも稼働)	16年 1月	JASTEMシステムへ移行
55年 5月	県下JA貯金1兆円達成	17年 11月	セブン銀行とATM提携開始
59年 2月	新系統為替システム全国一斉稼働	18年 10月	ICキャッシュカードの発行開始 クレジットカード一体型ICキャッシュカードの発行開始
59年 8月	JAの全国銀行内国為替制度への加盟による業務開始	21年 4月	信連貯金3兆円達成
59年 9月	全国JA貯金ネットサービス業務開始	23年 1月	新JASTEMシステムへ移行
59年 12月	信連貯金1兆円達成	25年 11月	イーネットATM、ローソンATMと提携開始
60年 11月	静岡銀行とCD 提携開始 (以後スルガ銀行・清水銀行とも提携)	26年 10月	法人JAネットバンクのサービス開始
63年 11月	静岡県JAオンライン新システム稼働 (第三次システム)	27年 2月	県下JA貯金5兆円達成
63年 12月	県下JA貯金2兆円達成	27年 5月	JAバンクでんさいサービスを開始
平成 2年 7月	業態間CD オンライン提携開始	28年 3月	JA業務支援支店を閉鎖
2年 11月	サンデーバンキング開始	28年 5月	富士支店の窓口業務終了 富士支店を富士営業部へ変更
2年 12月	信連貯金2兆円達成	29年 4月	静岡県信連グループ中期経営計画 (平成29年～31年度) スタート
4年 9月	日本銀行歳入復代理店業務開始	29年 5月	沼津支店を富士営業部に統合
4年 12月	県下JA貯金3兆円達成	30年 4月	清水銀行と手形小切手業務における事務共同化開始

## 業績

## 業績

## 平成29年度業績の概況

日本経済は、個人消費の持ち直しや、生産性向上に向けた設備投資等により内需が拡大し、国内景気は底堅く推移しました。

長期金利は、堅調な米国経済を背景に米国中央銀行が政策金利の引き上げを実施したことや、日銀の金融緩和姿勢の変化に対する思惑もあり、一時的に金利が上昇する場面も見られました。しかしながら、金利上昇局面では

日銀が金融緩和を続けるとの姿勢を強く示したことから、△0.015～0.105%でのレンジ推移となり、期末の長期金利は0.040%となりました。

このような環境の中、「静岡県信連グループ中期経営計画」の柱の一つである「安定した利益還元」の実施に向け、役員一丸となって事業運営に取り組んだ結果、以下の実績となりました。

貯金等	県下JAの貯金等が順調に増加したことを背景に、JAの運用資金（当会への預け金）としての受入れを中心に、前期末に比べ1,299億円増加し、期末残高は3兆9,019億円となりました。
貸出金	良質な貸出資産の積上げと営業基盤の拡大に取り組んだ結果、前期末に比べ363億円増加し、期末残高は3,746億円となりました。
有価証券	長引く低金利など厳しい運用環境下、安定的収益基盤となる債券ポートフォリオの構築に向けた取組みを行った結果、前期末に比べ140億円増加し、期末残高は9,865億円（買入金銭債権・金銭の信託を含まず）となりました。
預け金	農林中金への預入れを中心に、前期末に比べ1,019億円増加し、期末残高は2兆6,981億円となりました。
損益	市場金利低下による収益環境の悪化や貯金増加による調達費用の増加の一方、貸倒引当金戻入益の計上等により、経常利益は73億円（前年度比+15億円）、当期剰余金は62億円（前年度比+26億円）となりました。

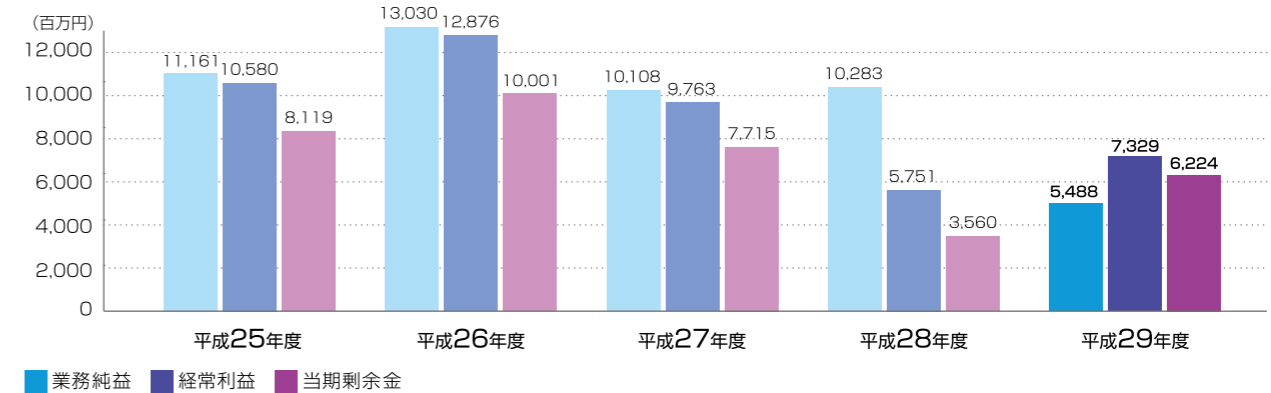
## 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

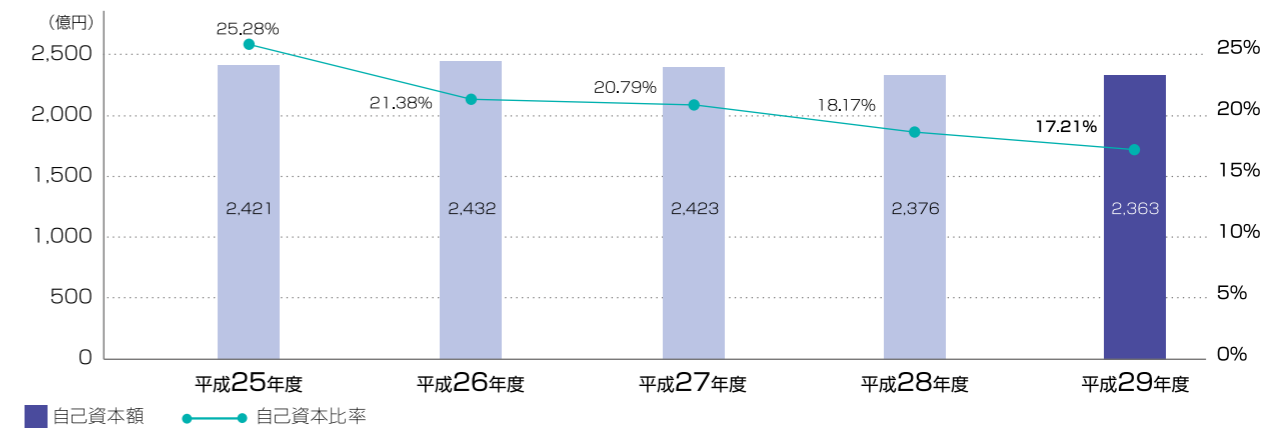
項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	38,848	41,908	41,498	41,559	39,977
業務純益	11,161	13,030	10,108	10,283	5,488
経常利益	10,580	12,876	9,763	5,751	7,329
当期剰余金	8,119	10,001	7,715	3,560	6,224
出資金 (出資口数)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)
純資産額	217,572	230,744	235,076	226,277	224,150
総資産額	3,731,386	3,861,392	3,992,971	4,111,171	4,285,871
貯金等残高	3,436,852	3,551,538	3,666,064	3,772,009	3,901,919
貸出金残高	361,803	348,951	330,317	338,344	374,645
有価証券残高	1,216,671	1,070,445	1,067,335	972,520	986,590
預け金残高	1,986,531	2,260,141	2,396,723	2,596,194	2,698,165
剰余金配当金額	3,904	3,833	3,912	3,301	2,616
普通出資配当額	770	770	770	770	770
第一種後配出資配当額	227	227	227	227	227
第二種後配出資配当額	500	500	500	500	500
事業分量配当額	2,405	2,335	2,413	1,802	1,117
職員数	291名	275名	265名	266名	268名
単体自己資本比率	25.28%	21.38%	20.79%	18.17%	17.21%

※ 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

## 利益の推移

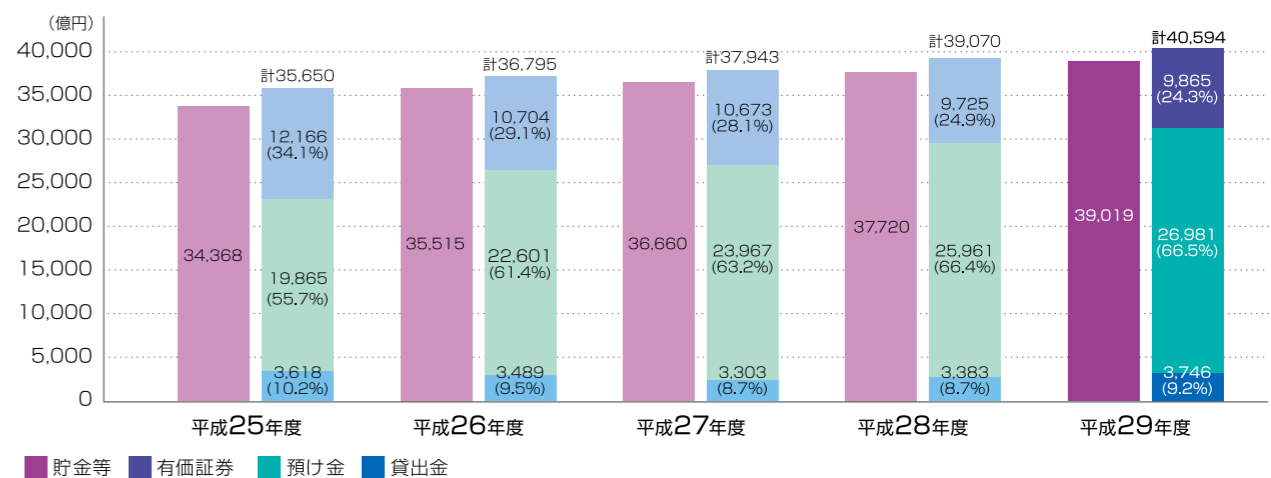


## 自己資本比率の推移



一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満（国内基準）のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、平成29年度の当会の自己資本比率は17.21%と発令基準である4%を大きく上回っています。

## 調達資金と運用資金の推移



※ ( )内は運用資金の構成比です。

## 貸借対照表

科目	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)
<b>〈資産の部〉</b>		
現金	7,162	8,002
預け金	2,596,194	2,698,165
系統預け金	2,596,022	2,697,991
系統外預け金	172	173
金銭の信託	54,084	73,371
有価証券	972,520	986,590
国債	579,730	593,833
地方債	64,414	60,095
政府保証債	18,335	18,310
金融債	31,000	11,000
社債	122,478	105,356
外国証券	96,920	131,557
株式	9,303	10,909
受益証券	49,506	54,733
投資証券	830	793
貸出金	338,344	374,645
手形貸付	1,079	978
証書貸付	204,385	230,373
当座貸越	41,830	40,088
金融機関貸付	90,753	102,754
割引手形	297	449
その他資産	5,519	5,967
従業員貸付金	693	682
差入保証金	401	401
金融派生商品	-	9
仮払金	215	650
未収金	0	0
その他の資産	1,471	1,461
未収収益	2,688	2,698
前払費用	6	7
未決済為替貸	41	55
有形固定資産	2,288	2,179
建物	668	635
土地	1,007	1,007
リース資産	532	466
その他の有形固定資産	78	69
無形固定資産	812	931
ソフトウェア	812	931
その他の無形固定資産	0	0
外部出資	138,739	138,734
系統出資	136,722	136,722
系統外出資	1,937	1,932
子会社等出資	79	79
債務保証見返	3,125	2,839
貸倒引当金	△ 7,622	△ 5,556
<b>資産の部合計</b>	<b>4,111,171</b>	<b>4,285,871</b>

(単位：百万円)

科目	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)
<b>〈負債の部〉</b>		
貯金	3,714,016	3,844,895
当座貯金	43,287	43,494
普通貯金	21,295	22,349
貯蓄貯金	0	0
通知貯金	1,025	1,925
別段貯金	1,429	722
定期貯金	3,646,330	3,775,868
定期積金	648	535
譲渡性貯金	57,992	57,023
借入金	87,823	138,515
代理業務勘定	3	2
その他負債	4,467	2,648
給付補填備金	0	0
貸付留保金	392	176
未払法人税等	1,765	577
貯金利子諸税その他	23	16
従業員預り金	202	192
金融派生商品	48	16
仮受金	105	378
リース債務	472	411
未払費用	1,337	735
前受収益	59	47
約定取引未決済借	-	33
未決済為替借	59	62
諸引当金	7,842	7,996
相互援助積立金	6,314	6,521
賞与引当金	125	122
退職給付引当金	1,341	1,299
役員退職慰労引当金	61	53
繰延税金負債	9,622	7,798
債務保証	3,125	2,839
<b>負債の部合計</b>	<b>3,884,893</b>	<b>4,061,721</b>
<b>〈純資産の部〉</b>		
出資金	111,302	111,302
(うち後配出資金)	( 72,758 )	( 72,758 )
利益剰余金	87,551	90,474
利益準備金	43,126	43,926
その他利益剰余金	44,425	46,548
経営基盤安定化積立金	15,000	15,400
特別積立金	15,000	15,400
当期末処分剰余金	14,425	15,748
(うち当期剰余金)	( 3,560 )	( 6,224 )
会員資本合計	198,853	201,776
その他有価証券評価差額金	27,424	22,373
評価・換算差額等合計	27,424	22,373
<b>純資産の部合計</b>	<b>226,277</b>	<b>224,150</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>4,111,171</b>	<b>4,285,871</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成28年度 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)	平成29年度 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)
<b>経常収益</b>	<b>41,559</b>	<b>39,977</b>
資金運用収益	34,344	32,841
貸出金利息	4,702	4,632
預け金利息	540	378
有価証券利息配当金	12,332	11,388
その他受入利息	16,767	16,441
(うち受取奨励金)	( 15,011 )	( 14,651 )
(うち受取特別配当金)	( 1,728 )	( 1,773 )
役務取引等収益	1,764	1,756
受入為替手数料	34	32
その他の受入手数料	1,730	1,723
その他事業収益	4,477	2,490
外国為替売買益	94	158
国債等債券売却益	3,336	1,303
受取出資配当金	1,047	1,028
その他経常収益	973	2,888
貸倒引当金戻入益	-	1,711
償却債権取立益	69	16
株式等売却益	236	311
金銭の信託運用益	574	656
その他の経常収益	92	193
<b>経常費用</b>	<b>35,808</b>	<b>32,648</b>
資金調達費用	22,772	23,084
貯金利息	600	389
譲渡性貯金利息	218	157
借入金利息	504	500
その他支払利息	21,448	22,036
(うち支払奨励金)	( 21,425 )	( 22,020 )
役務取引等費用	1,213	1,227
支払為替手数料	5	5
その他の支払手数料	1,204	1,218
その他の役務取引等費用	3	2
その他事業費用	1,645	2,593
国債等債券売却損	1,092	2,139
国債等債券償還損	446	324
金融派生商品費用	106	129
経費	4,929	5,028
人件費	2,198	2,184
物件費	2,470	2,583
税金	259	260
その他経常費用	5,247	715
貸倒引当金繰入額	4,032	-
相互援助積立金繰入額	151	207
貸出金償却	3	0
株式等売却損	30	5
金銭の信託運用損	109	-
その他の経常費用	919	502
<b>経常利益</b>	<b>5,751</b>	<b>7,329</b>
特別損失	0	5
固定資産処分損	0	5
<b>税引前当期利益</b>	<b>5,751</b>	<b>7,323</b>
法人税、住民税及び事業税	2,217	1,025
法人税等調整額	△ 27	73
<b>法人税等合計</b>	<b>2,190</b>	<b>1,099</b>
<b>当期剰余金</b>	<b>3,560</b>	<b>6,224</b>
<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>10,864</b>	<b>9,523</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>14,425</b>	<b>15,748</b>

## 注記表

【平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)】	【平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)】
<b>1.重要な会計方針に関する事項</b>	<b>1.重要な会計方針に関する事項</b>
<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。          ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)          ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法          ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式          ・その他有価証券            時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)            時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)          なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。</p> <p>(5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。          また、主な耐用年数は次のとおりです。            建 物 19年～65年            そ の 他 5年～20年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>(9) 引当金の計上方法          ①貸倒引当金            貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、次のとおり計上しています。            破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。            また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。            上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。            すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。            なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29百万円です。</p>	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。          ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)          ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法          ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式          ・その他有価証券            時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)            時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)          なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。</p> <p>(5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。          また、主な耐用年数は次のとおりです。            建 物 19年～65年            そ の 他 5年～20年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>(9) 引当金の計上方法          ①貸倒引当金            貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、次のとおり計上しています。            破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。            また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。            上記以外の債権については、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。            すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。            なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は364百万円です。</p>

## 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	平成28年度	平成29年度
1 当期末処分剰余金	14,425	15,748
2 剰余金処分額	4,901	5,216
(1)利益準備金	800	1,300
(2)任意積立金	800	1,300
経営基盤安定化積立金	400	650
特別積立金	400	650
(3)出資配当金	1,498	1,498
普通出資に対する配当金	770 (2.00%)	770 (2.00%)
第一種後配出資に対する配当金	227 (1.00%)	227 (1.00%)
第二種後配出資に対する配当金	500 (1.00%)	500 (1.00%)
(4)事業分量配当金	1,802	1,117
3 次期繰越剰余金	9,523	10,531

- ※ 1. 経営基盤安定化積立金は、県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積立てることを目的としており、特別積立金の残高に達するまで積立てることとしています。
2. 事業分量配当金は、会員JAからお預けいただいた信連定期貯金(スーパー定期基準型)の平均残高に対して、次の配当率により算出した額です。  
 平成28年度 0.050%  
 平成29年度 0.030%

<p>(11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。</p> <p>これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は297百万円です。</p> <p>(12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、121,829百万円です。</p> <p>(13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,876百万円が含まれています。</p> <p>(14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。</p>	<p>(11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。</p> <p>これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は449百万円です。</p> <p>(12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、128,692百万円です。</p> <p>(13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,876百万円が含まれています。</p> <p>(14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。</p>
<p><b>4. 損益計算書に関する事項</b></p>	<p><b>3. 損益計算書に関する事項</b></p>
<p>(1) 子会社等との取引による収益総額 15百万円 うち事業取引高 15百万円 うち事業取引以外の取引高 -百万円</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 1,029百万円 うち事業取引高 1,029百万円 うち事業取引以外の取引高 -百万円</p> <p>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当っていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は2百万円です。</p>	<p>(1) 子会社等との取引による収益総額 15百万円 うち事業取引高 15百万円 うち事業取引以外の取引高 -百万円</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 1,007百万円 うち事業取引高 1,006百万円 うち事業取引以外の取引高 0百万円</p> <p>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当っていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は355百万円です。</p>
<p><b>5. 金融商品に関する事項</b></p>	<p><b>4. 金融商品に関する事項</b></p>
<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券です。</p> <p>貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>借入金のうち50,000百万円は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。この永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められていますが、その分劣後特約が付されていないその他の調達資金よりも高い金利設定となっています。</p> <p>デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券です。</p> <p>貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>借入金のうち50,000百万円は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。この永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められていますが、その分劣後特約が付されていないその他の調達資金よりも高い金利設定となっています。</p> <p>デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。</p>

<p>②賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。</p> <p>(10) 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。</p> <p>(11) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>	<p>②賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。</p> <p>(10) ヘッジ会計の方法</p> <p>「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。</p> <p>外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。</p> <p>(11) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>
<p><b>2. 会計方針の変更に関する事項</b></p>	<p><b>2. 貸借対照表に関する事項</b></p>
<p>「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用</p> <p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。</p> <p>当該変更による、当年度の経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微です。</p> <p>[追加情報]</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当年度から適用しています。</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,652百万円です。</p> <p>(2) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。</p> <p>なお、これらの資産に対応する債務はありません。</p> <p>また、その他の資産には、敷金及び保証金15百万円が含まれています。</p> <p>(3) 子会社等に対する金銭債権の総額は247百万円です。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は255百万円です。</p> <p>(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(7) 貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は9,992百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,031百万円です。</p> <p>なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>
<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,652百万円です。</p> <p>(2) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。</p> <p>なお、これらの資産に対応する債務はありません。</p> <p>また、その他の資産には、敷金及び保証金14百万円が含まれています。</p> <p>(3) 子会社等に対する金銭債権の総額は448百万円です。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は367百万円です。</p> <p>(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(7) 貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は6,838百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,838百万円です。</p> <p>なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,685百万円です。</p> <p>(2) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。</p> <p>なお、これらの資産に対応する債務はありません。</p> <p>また、その他の資産には、敷金及び保証金15百万円が含まれています。</p> <p>(3) 子会社等に対する金銭債権の総額は247百万円です。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は255百万円です。</p> <p>(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(7) 貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は9,992百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,031百万円です。</p> <p>なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>

c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金（1年もの）がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項  
①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等  
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	2,698,165	2,697,521	△ 643
金銭の信託	73,371	73,371	－
運用目的の金銭の信託	1,697	1,697	－
その他の金銭の信託	71,673	71,673	－
有価証券	986,590	998,206	11,615
満期保有目的の債券	219,715	231,331	11,615
その他有価証券	766,874	766,874	－
貸出金	375,327	—	—
貸倒引当金	△ 5,462	—	—
貸倒引当金控除後	369,865	372,805	2,939
資産計	4,127,993	4,141,904	13,911

貯金	3,901,919	3,901,121	△ 797
借入金	138,515	138,322	△ 192
負債計	4,040,434	4,039,443	△ 990

デリバティブ取引	－	－	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(7)	(7)	－
デリバティブ取引計	(7)	(7)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。  
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金682百万円を含めています。  
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金57,023百万円を含めています。  
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法  
【資産】

a 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託  
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。  
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。  
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金（1年もの）がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項  
①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等  
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	2,596,194	2,595,339	△ 855
金銭の信託	54,084	54,084	－
運用目的の金銭の信託	1,397	1,397	－
その他の金銭の信託	52,686	52,686	－
有価証券	972,520	985,235	12,715
満期保有目的の債券	250,538	263,253	12,715
その他有価証券	721,982	721,982	－
貸出金	339,038	—	—
貸倒引当金	△ 7,456	—	—
貸倒引当金控除後	331,582	334,437	2,855
資産計	3,954,381	3,969,097	14,715

貯金	3,772,009	3,770,813	△ 1,195
借入金	87,823	87,736	△ 86
負債計	3,859,832	3,858,549	△ 1,282

デリバティブ取引	－	－	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(48)	(48)	－
デリバティブ取引計	(48)	(48)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。  
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金693百万円を含めています。  
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金57,992百万円を含めています。  
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法  
【資産】

a 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託  
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。  
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。  
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

c ③金融商品に係るリスク管理体制  
a 信用リスクの管理  
当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。

貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。

また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。

これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。

なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。

b 市場リスクの管理  
当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。  
(a) 金利リスク  
当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。

(b) 為替リスク  
当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスク  
有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的の実施しています。

(d) デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。  
当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合、経済価値が31,637百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。  
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③金融商品に係るリスク管理体制  
a 信用リスクの管理  
当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。

貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。

また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。

これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。

なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。

b 市場リスクの管理  
当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。  
(a) 金利リスク  
当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。

(b) 為替リスク  
当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスク  
有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的の実施しています。

(d) デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。  
当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が27,124百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。  
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。



## 7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 貸借対照表計上額        | 1,397 百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | - 百万円     |
- (2) その他の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	52,686	52,110	576	678	△ 101

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債157百万円を差引いた金額419百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。  
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## 6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 貸借対照表計上額        | 1,697 百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | - 百万円     |
- (2) その他の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	71,673	70,890	783	890	△ 106

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債214百万円を差引いた金額569百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。  
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## 8. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位：百万円)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約時のうち1年以内のもの	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	5,105	-	△ 48

## 7. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位：百万円)					
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約時のうち1年以内のもの	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	7,049	-	△ 7

## 9. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
- ①採用している退職給付制度の概要
- 当会では、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づく退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています）を設けており、職員への退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職共済制度を採用しています。
- 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。
- ②確定給付制度
- a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 期首における退職給付引当金 | 1,333 百万円 |
| 退職給付費用        | 187 百万円   |
| 退職給付の支払額      | △ 99 百万円  |
| 制度への拠出額       | △ 80 百万円  |
| 期末における退職給付引当金 | 1,341 百万円 |
- b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,372 百万円   |
| 共済会積立額       | △ 1,031 百万円 |
|              | 1,341 百万円   |
- c 退職給付に関連する損益
- |                |         |
|----------------|---------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 187 百万円 |
|----------------|---------|
- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
- なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は29百万円です。
- また、存続組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は405百万円です。

## 8. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
- ①採用している退職給付制度の概要
- 職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています）を設けています。
- また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職共済制度を採用しています。
- 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。
- ②確定給付制度
- a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 期首における退職給付引当金 | 1,341 百万円 |
| 退職給付費用        | 166 百万円   |
| 退職給付の支払額      | △ 129 百万円 |
| 制度への拠出額       | △ 78 百万円  |
| 期末における退職給付引当金 | 1,299 百万円 |
- b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,333 百万円   |
| 共済会積立額       | △ 1,033 百万円 |
|              | 1,299 百万円   |
- c 退職給付に関連する損益
- |                |         |
|----------------|---------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 166 百万円 |
|----------------|---------|
- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
- なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は29百万円です。
- また、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は378百万円です。

## 10. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
- | 繰延税金資産       |             |
|--------------|-------------|
| 貸倒引当金超過額     | 1,771 百万円   |
| 貸出金償却超過額     | 7 百万円       |
| 賞与引当金超過額     | 34 百万円      |
| 退職給付引当金超過額   | 366 百万円     |
| 相互援助積立金超過額   | 1,723 百万円   |
| 有価証券有税償却額    | 43 百万円      |
| 未払事業税        | 143 百万円     |
| その他          | 164 百万円     |
| 繰延税金資産小計     | 4,254 百万円   |
| 評価性引当額       | △ 3,639 百万円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 615 百万円     |
- | 繰延税金負債       |              |
|--------------|--------------|
| その他有価証券評価差額金 | △ 10,237 百万円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △ 10,237 百万円 |
- 繰延税金負債の純額 (A) + (B) △ 9,622 百万円
- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | 法定実効税率 (調整)          | 27.3 %  |
|----------------------|---------|
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.5 %   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 1.5 % |
| 事業分量配当金              | △ 8.6 % |
| 住民税均等割等              | 0.1 %   |
| 評価性引当額の増減            | 20.3 %  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | -       |
| その他                  | △ 0.0 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 38.1 %  |

## 9. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
- | 繰延税金資産       |             |
|--------------|-------------|
| 貸倒引当金超過額     | 1,206 百万円   |
| 貸出金償却超過額     | 58 百万円      |
| 賞与引当金超過額     | 33 百万円      |
| 退職給付引当金超過額   | 354 百万円     |
| 相互援助積立金超過額   | 1,780 百万円   |
| 有価証券有税償却額    | 43 百万円      |
| 未払事業税        | 66 百万円      |
| その他          | 179 百万円     |
| 繰延税金資産小計     | 3,723 百万円   |
| 評価性引当額       | △ 3,180 百万円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 542 百万円     |
- | 繰延税金負債       |             |
|--------------|-------------|
| その他有価証券評価差額金 | △ 8,341 百万円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △ 8,341 百万円 |
- 繰延税金負債の純額 (A) + (B) △ 7,798 百万円
- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | 法定実効税率 (調整)          | 27.3 %  |
|----------------------|---------|
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.4 %   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 2.3 % |
| 事業分量配当金              | △ 4.2 % |
| 住民税均等割等              | 0.1 %   |
| 評価性引当額の増減            | △ 6.3 % |
| その他                  | 0.0 %   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 15.0 %  |

## 11. 資産除去債務に関する事項

当会は、不動産賃貸契約等に基づき、退去・撤去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転計画等もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 10. 資産除去債務に関する事項

当会は、不動産賃貸契約等に基づき、退去・撤去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転計画等もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。



## 役員等の報酬体系

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

対象役員(注1)に対する報酬等	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
	109	21

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員20名、理事7名、監事6名です(期中に退任した者を含む)。  
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等

##### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、信連役員報酬審議会(構成：当会の会員JA組合長から選出された委員6人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員及び理事については経営管理委員会、監事については監事会において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

#### 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役員等であって、常勤役員が受ける報酬等と同額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。  
3. 「同額」は、平成29年度に当会の常勤役員に支払った報酬等の平均額としております。  
4. 平成29年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はおりません。

### 3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

## 貯金計数

### 科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
流動性貯金	62,211 ( 1.7%)	62,169 ( 1.6%)	△ 42
定期性貯金	3,636,634 ( 96.6%)	3,752,738 ( 96.9%)	116,103
その他の貯金	1,063 ( 0.0%)	1,169 ( 0.0%)	106
計	3,699,909 ( 98.3%)	3,816,076 ( 98.5%)	116,167
譲渡性貯金	63,316 ( 1.7%)	57,294 ( 1.5%)	△ 6,021
合計	3,763,225 (100.0%)	3,873,370 (100.0%)	110,145

※ 1. ( )内は構成比です。  
2. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金  
定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

### 定期貯金残高

(単位：百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
定期貯金	3,646,330 (100.0%)	3,775,868 (100.0%)	129,537
うち固定金利定期	3,646,330 (100.0%)	3,775,868 (100.0%)	129,537
うち変動金利定期	-( -%)	-( -%)	-

※ 1. ( )内は構成比です。  
2. 固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

## 貸出金計数

### 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
手形貸付	1,110	1,007	△ 103
証書貸付	193,038	208,585	15,546
当座貸越	39,261	36,555	△ 2,705
割引手形	297	281	△ 15
金融機関貸付	86,058	93,193	7,134
合計	319,766	339,623	19,857

### 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
固定金利貸出	147,214 ( 43.5%)	194,565 ( 51.9%)	47,351
変動金利貸出	191,130 ( 56.5%)	180,079 ( 48.1%)	△ 11,050
合計	338,344 (100.0%)	374,645 (100.0%)	36,300

※ ( )内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位: 百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
貯金・定期積金等	1,903	859	△ 1,043
有価証券	84	6	△ 78
動産	28	19	△ 8
不動産	15,707	14,418	△ 1,288
その他担保物	8	11	2
小計	17,732	15,316	△ 2,416
農業信用基金協会保証	179	157	△ 21
その他保証	939	990	51
小計	1,118	1,148	29
信用	319,493	358,180	38,686
合計	338,344	374,645	36,300

## 債務保証の担保別内訳残高

(単位: 百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
貯金・定期積金等	147	152	4
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	1,163	1,028	△ 135
その他担保物	—	—	—
小計	1,311	1,180	△ 130
信用	1,814	1,659	△ 155
合計	3,125	2,839	△ 286

## 貸出金の用途別内訳残高

(単位: 百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
設備資金	34,982 ( 10.3%)	35,279 ( 9.4%)	296
運転資金	303,362 ( 89.7%)	339,365 ( 90.6%)	36,003
合計	338,344 (100.0%)	374,645 (100.0%)	36,300

※ ( )内は構成比です。

## 貸出金の業種別残高

(単位: 百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
農業	702 ( 0.2%)	973 ( 0.3%)	270
林業	— ( —)	— ( —)	—
水産業	— ( —)	— ( —)	—
製造業	34,686 ( 10.2%)	40,478 ( 10.8%)	5,791
鉱業	— ( —)	1,200 ( 0.3%)	1,200
建設業	6,647 ( 2.0%)	6,001 ( 1.6%)	△ 646
電気・ガス・熱供給・水道業	18,485 ( 5.4%)	17,715 ( 4.7%)	△ 769
運輸・通信業	24,087 ( 7.1%)	25,417 ( 6.8%)	1,330
卸売・小売・飲食業	39,430 ( 11.7%)	42,173 ( 11.3%)	2,742
金融・保険業	98,003 ( 29.0%)	113,210 ( 30.2%)	15,207
不動産業	29,018 ( 8.6%)	31,083 ( 8.3%)	2,064
サービス業	86,625 ( 25.6%)	95,848 ( 25.6%)	9,222
地方公共団体	— ( —)	— ( —)	—
その他	655 ( 0.2%)	541 ( 0.1%)	△ 113
合計	338,344 (100.0%)	374,645 (100.0%)	36,300

※ ( )内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## 主要な農業関係の貸出金残高

## 1. 営農類型別

(単位: 百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
農業	3,187	3,493	305
穀作	5	25	20
野菜・園芸	362	404	41
果樹・樹園農業	—	16	16
工芸作物	—	100	100
養豚・肉牛・酪農	152	198	45
養鶏・養卵	71	86	14
養蚕	—	—	—
その他農業	2,594	2,662	67
農業関連団体等	1,328	1,093	△ 235
合計	4,515	4,586	70

※ 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等を含みます。  
 3. 「農業関連団体等」には、JA・専門農協及び経済連等の連合会とその子会社等を含みます。

## 2. 資金種類別

## ① 貸出金

(単位: 百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
プロパー資金	4,504	4,552	48
農業制度資金	11	33	21
農業近代化資金	3	26	22
その他制度資金	8	7	△ 0
合計	4,515	4,586	70

※ 1. プロパー資金とは、制度資金を除く、当会原資の資金をご融資している貸出金で、しずおかアグリビジネスローン等が該当します。  
 2. 農業制度資金は、以下の制度資金が該当します。  
 ① 地方公共団体から原資を借入れ、当会がお客様に転貸してご融資する資金  
 ② 地方公共団体等が利子補給等を行うことで当会が低利でご融資する資金  
 なお、日本政策金融公庫がお客様に直接ご融資する資金は含んでいません。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)・農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

## ② 受託貸付金

(単位: 百万円)

種類	平成28年度	平成29年度	増減
日本政策金融公庫資金	13,268	12,101	△ 1,166

※ 日本政策金融公庫が原資の資金を当会経由にて農業者等にご融資している貸出金で、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)や農業基盤整備資金等が該当します。

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
平成28年度					
一般貸倒引当金	1,105	1,133	—	1,105	1,133
個別貸倒引当金	2,487	6,471	2	2,467	6,489
合計	3,592	7,605	2	3,572	7,622
平成29年度					
一般貸倒引当金	1,133	1,172	—	1,133	1,172
個別貸倒引当金	6,489	4,366	355	6,116	4,383
合計	7,622	5,538	355	7,250	5,556

## 貸出金償却の額

(単位: 百万円)

項目	平成28年度	平成29年度
貸出金償却額	3	0

## 開示基準別の分類・保全状況

資産査定結果(債務者区分別) 対象:貸出等に係る債権					金融再生法に基づく資産査定結果 対象:金融再生法に基づく開示債権 (ただし、要管理債権は貸出金のみ)					(参考) 金融再生法に基づく 資産査定結果 対象:貸出金	リスク管理 債権 対象:貸出金
債務者区分 債権残高	分類				債権区分 債権残高	担保・保証 による保全額	貸倒 引当額	保全額	保全率	債権区分 貸出金残高	区分 貸出金残高
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類							
破綻先	-	-	-	-	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権						破綻先債権 -
実質破綻先	7	7	-	-	7	7	-	7	100.00%	7	延滞債権 6,838
破綻懸念先	7,807	188	3,202	4,415 (4,366)	危険債権	7,807	3,391	4,366	7,758	99.37%	6,830
要管理先	14,548	-	-	-	要管理債権 (貸出金のみ)	-	-	-	-	-	3か月以上 延滞債権 -
その他の 要管理先	14,548	100	14,447	-	(小計)7,815	3,399	4,366	7,766	99.37%	-	条件 緩和債権 -
正常先	355,269	355,269	-	-	正常債権	369,818	-	-	-	-	合計 6,838
その他	-	-	-	-	債権残高に占める 金融再生法 開示債権の割合 2.07%						合計 6,838
合計	377,633	355,567	17,650	4,415 (4,366)							貸出金に占める リスク管理債権 の割合 1.83%

- ※ 1. 貸出等に係る債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権(貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・未収金・貸出に準ずる仮払金・債務保証見返勘定)です。  
2. 金融再生法に基づく開示債権とは、貸出金・貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・貸出金に準ずる仮払金・債務保証見返勘定です。  
3. 資産査定結果(債務者区分別)における( )内は分類額に対する個別貸倒引当額です。  
4. 当会の債権残高は、部分直接償却実施後の残高であり、破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類は全額について個別貸倒引当金を計上しています。

## 金融再生法開示債権区分に基づく区分別保全状況

債権区分	債権残高 (A)	保全額			保全率 (D)/(A)
		担保等の保全額 (B)	貸倒引当金 (C)	合計 (D)=(B)+(C)	
平成28年度					
破産更生債権及び これらに準ずる債権	8	8	-	8	100.00%
危険債権	11,068	4,444	6,471	10,915	98.62%
要管理債権(貸出金のみ)	38	-	3	3	7.91%
計	11,114	4,452	6,474	10,927	98.31%
正常債権	330,477				
合計	341,592				
平成29年度					
破産更生債権及び これらに準ずる債権	7	7	-	7	100.00%
危険債権	7,807	3,391	4,366	7,758	99.37%
要管理債権(貸出金のみ)	-	-	-	-	-
計	7,815	3,399	4,366	7,766	99.37%
正常債権	369,818				
合計	377,633				

- ※ 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

## リスク管理債権の状況

区分	平成28年度	平成29年度	増減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	9,992	6,838	△ 3,154
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	38	-	△ 38
合計 (A)	10,031	6,838	△ 3,192
担保・保証付債権額 (B)	3,518	2,473	△ 1,045
個別貸倒引当金残高 (C)	6,324	4,317	△ 2,006
担保・保証等控除後債権額 (A-B-C)	188	47	△ 140

## 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## 用語解説

## 債務者区分

- ▶ **破綻先**  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ▶ **実質破綻先**  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが芳しくない状況にあると認められる等、実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ▶ **破綻懸念先**  
現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- ▶ **要管理先**  
要管理先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
- ▶ **その他の要管理先**  
金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- ▶ **正常先**  
業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ▶ **その他**  
国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権

## 金融再生法開示債権区分に基づく区分

- ▶ **破産更生債権及びこれらに準ずる債権**  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ▶ **危険債権**  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ▶ **要管理債権**  
3か月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権
- ▶ **正常債権**  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

## リスク管理債権

- ▶ **破綻先債権**  
元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金
- ▶ **延滞債権**  
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金
- ▶ **3か月以上延滞債権**  
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3か月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)
- ▶ **貸出条件緩和債権**  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く)
- ▶ **担保・保証付債権額**  
リスク管理債権のうち、貯金・定期預金、有価証券及び不動産等の担保付の貸出金並びに農業信用基金協会等の保証付の貸出金に係る当該担保・保証相当額です。なお、不動産の担保価額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価又は財産評価基本通達による時価を基に、処分可能性を十分考慮した回収可能見込額です。
- ▶ **個別貸倒引当金残高**  
リスク管理債権のうち個別貸倒引当金(間接償却)を計上している残高です。個別貸倒引当金は資産査定に基づく回収不能見込額を対象に引当てています。なお、個別貸倒引当金の引当ての対象とならない貸出金については、貸倒れの実績を基礎とした予想損失率等により算出した一般貸倒引当金により保全されています。
- ▶ **担保・保証等控除後債権額**  
リスク管理債権残高から、担保・保証付債権額及び個別貸倒引当金を控除した後の債権額です。このうち貸出条件緩和債権の一部については、貸倒れの実績を基礎とした予想損失率等により算出した一般貸倒引当金により保全されています。

## 有価証券計数

## 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	平成28年度		平成29年度		増減
	貸借対照表計上額	取得原価	貸借対照表計上額	取得原価	
国債	536,812		484,918		△ 51,894
地方債	64,781		65,233		451
社債	126,060		119,034		△ 7,025
株式	7,054		6,754		△ 299
外国証券	100,393		104,024		3,630
その他の証券	111,507		83,663		△ 27,843
合計	946,610		863,629		△ 82,981

## 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	平成28年度							合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	
国債	43,006	222,269	78,214	18,459	28,089	160,817	-	550,856
地方債	4,086	22,447	18,094	12,868	261	6,097	-	63,856
社債	20,499	40,413	25,269	19,140	14,294	1,817	-	121,434
株式	-	-	-	-	-	-	6,867	6,867
外国証券	2,000	14,873	36,399	17,662	27,665	-	-	98,601
その他の証券	20,937	27,786	7,996	1,000	13,830	1,000	21,268	93,818
合計	90,530	327,791	165,975	69,130	84,141	169,731	28,135	935,435
平成29年度								
国債	139,037	128,192	38,059	25,792	22,851	215,968	-	569,900
地方債	3,104	33,944	16,281	174	3,047	3,212	-	59,765
社債	35,399	19,609	24,289	11,290	13,317	1,000	-	104,906
株式	-	-	-	-	-	-	7,533	7,533
外国証券	8,000	13,911	33,194	40,089	37,177	6,031	-	138,404
その他の証券	14,498	18,790	5,429	2,000	10,303	2,000	23,125	76,147
合計	200,040	214,447	117,254	79,346	86,697	228,212	30,659	956,659

※ 残高は貸借対照表計上額ではなく、取得価額（取得原価又は償却原価）により表示しています。

## 種類別商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

## 有価証券等の時価情報

## 1. 有価証券

## ① 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

## ② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類	平成28年度			平成29年度			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	49,669	56,689	7,020	49,465	56,627	7,162
	地方債	44,648	46,897	2,248	44,555	46,337	1,782
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	76,537	78,667	2,130	68,005	69,730	1,725
	外国証券	30,400	31,054	654	30,400	30,967	567
	その他の証券	47,283	47,947	664	27,289	27,667	377
	小計	248,538	261,257	12,719	219,715	231,331	11,615
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	2,000	1,996	△ 3	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小計	2,000	1,996	△ 3	-	-	-	
合計	250,538	263,253	12,715	219,715	231,331	11,615	

※ 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。  
2. 取得原価又は償却原価を貸借対照表計上額としています。

## ③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,059	4,347	2,711	8,028	4,350	3,678
	債券	592,776	562,292	30,484	594,560	569,844	24,715
	国債	530,061	501,187	28,873	544,368	520,435	23,933
	地方債	19,766	19,208	558	15,539	15,209	330
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	42,949	41,896	1,052	34,651	34,199	452
	その他	50,448	43,336	7,111	56,369	46,870	9,499
	外国証券	12,539	11,788	751	12,907	12,603	303
	その他の証券	37,908	31,548	6,360	43,462	34,266	9,196
	小計	650,284	609,977	40,307	658,959	621,065	37,893
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,243	2,519	△ 275	2,880	3,183	△ 303
	債券	2,991	3,000	△ 8	2,699	2,701	△ 2
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,991	3,000	△ 8	2,699	2,701	△ 2
	その他	66,462	69,400	△ 2,937	102,335	109,992	△ 7,657
	外国証券	51,980	54,413	△ 2,432	88,250	95,400	△ 7,150
	その他の証券	14,481	14,987	△ 505	14,085	14,592	△ 506
	小計	71,697	74,919	△ 3,221	107,915	115,878	△ 7,962
合計	721,982	684,896	37,085	766,874	736,943	29,931	

※ 時価（期末日における市場価格等に基づく時価）を貸借対照表計上額としています。

## 2. 金銭の信託

## ① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,397	-	1,697	-

※ 時価（期末日における市場価格等に基づく時価）を貸借対照表計上額としています。

## ② 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

## ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成28年度					平成29年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	52,686	52,110	576	678	△ 101	71,673	70,890	783	890	△ 106

※ 時価（期末日における市場価格等に基づく時価）を貸借対照表計上額としています。

## 3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

## ① 金利関連取引

該当する取引はありません。

## ② 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分			平成28年度			平成29年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	通貨オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ		-	-	-	-	-	-
	為替予約	売建	5,105	△ 48	△ 48	7,049	△ 7	△ 7
		買建	-	-	-	-	-	-
	通貨オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	合計			5,105	△ 48	△ 48	7,049	△ 7

※ 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

## ③ 株式関連取引

該当する取引はありません。

## ④ 債券関連取引

該当する取引はありません。

## 経営諸指標

## 利益総括表

(単位：百万円)

項目	平成28年度	平成29年度	増減
資金運用収支	11,857	10,129	△ 1,728
役員取引等収支	550	528	△ 21
その他事業収支	2,832	△ 102	△ 2,935
事業粗利益	15,240	10,555	△ 4,685
(事業粗利益率)	(0.40%)	(0.26%)	(△ 0.13P)

- ※ 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 \* 金銭の信託運用見合費用 = 金銭の信託平均残高 × 資金調達勘定利回り  
 資金調達勘定利回り = 資金調達費用 / 資金調達勘定平均残高  
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息  
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務  
 2. 役員取引等収支 = 役員取引等収益 - 役員取引等費用  
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用  
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他事業収支  
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100  
 \* 資金運用勘定平均残高 = 預け金 + 買入金債権 + 有価証券 + 貸出金 + 従業員貸付金

## 利益率

項目	平成28年度	平成29年度	増減
総資産経常利益率	0.14%	0.17%	0.03P
純資産経常利益率	2.83%	3.63%	0.80P
総資産当期純利益率	0.09%	0.15%	0.06P
純資産当期純利益率	1.75%	3.09%	1.33P

- ※ 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産平均残高(債務保証見返を除く) × 100  
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産平均残高(債務保証見返を除く) × 100  
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

項目	平成28年度			平成29年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	3,848,536	34,344	0.89%	3,989,703	32,841	0.82%
うち預け金	2,568,918	17,281	0.67%	2,778,073	16,803	0.60%
うち有価証券	946,610	12,332	1.30%	863,629	11,388	1.32%
うち貸出金	319,766	4,702	1.47%	339,623	4,632	1.36%
資金調達勘定	3,785,941	22,486	0.59%	3,922,929	22,712	0.58%
うち貯金・定期積金	3,699,909	22,026	0.60%	3,816,076	22,409	0.59%
うち譲渡性貯金	63,316	218	0.35%	57,294	157	0.28%
うち借入金	69,860	504	0.72%	112,907	500	0.44%
総資金利ざや	-	-	0.17%	-	-	0.12%

- ※ 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率  
 \* 資金調達原価率 = (資金調達費用 + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (資金調達勘定平均残高 - 金銭の信託運用見合額) × 100  
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息  
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務  
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。  
 4. 資金調達勘定計の「平均残高」及び「利息」は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 受取利息・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	平成28年度 増減額	平成29年度 増減額
受取利息	△ 1,094	△ 1,502
うち預け金	77	△ 478
うち有価証券	△ 697	△ 944
うち貸出金	△ 465	△ 70
支払利息	487	226
うち貯金・定期積金	619	383
うち譲渡性貯金	△ 57	△ 60
うち借入金	0	△ 4
差引	△ 1,581	△ 1,728

- ※ 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
 3. 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。  
 4. 支払利息計の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## 貯貸率・貯証率

区分	平成28年度		平成29年度	増減
	期末	期中平均		
貯貸率	9.0%	8.5%	9.6%	0.6P
			8.8%	0.3P
貯証率	25.8%	25.2%	25.3%	△ 0.5P
			22.3%	△ 2.9P

- ※ 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

## 連結情報

## グループの事業系統図



## 子会社等の概況

会社名	静岡コープサービス株式会社	株式会社静岡県信連ビジネスサービス
所在地	静岡市駿河区曲金三丁目8番1号	静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
設立年月日	昭和45年8月17日	平成9年10月1日
資本金	50百万円	30百万円
事業の内容	静岡県信連及びJAのための次の業務 ①不動産の賃貸及び管理 ②事務用機器、事務用品の販売及び管理 ③印刷及び製本 ④広告及び宣伝 ⑤経営活性化のための人材教育並びに研修 ⑥労働者派遣	静岡県信連から委託を受けた次の業務 ①現金整理 ②手形交換 ③集中取立手形 ④為替等の証票作成・整理 ⑤帳表類の作成・発送 ⑥口座振替等データ登録 ⑦貸出関連データ入力 ⑧自動振替・EB
当会の議決権比率 (当会及び他の子会社等の議決権比率)	99.9%(99.9%)	100.0%(100.0%)

## 事業の概況

平成29年度の当会の連結決算は、子会社2社（静岡コープサービス株式会社・株式会社静岡県信連ビジネスサービス）を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益40,937百万円、連結当期

剰余金6,253百万円、連結純資産225,497百万円、連結総資産4,287,201百万円で、連結自己資本比率は17.30%となりました。

## 連結子会社の事業概況

## 静岡コープサービス株式会社

県下JA及び当会で使用する帳票等印刷物、事務機器及び各種推進物資の商品販売業務や系統信用事業をPRする広告代理業務を通じて、系統信用事業の補完的役割を果たしています。また、労働者派遣業務により、JA等の雇用環境の改善に寄与しています。

このうち、商品販売業務においては、JAの事務効率化のための事務機器等の販売促進に取組んだほか、労働者派遣業務では、JA等の人材ニーズを的確にとらえ、最適な人材の派遣を行いました。また、施設管理業務においては、利用者の要望や安全性の確保に積極的に取組みました。

## 《主要業務の実績(売上高)》

(単位:百万円)

項目	平成28年度	平成29年度	増減
商品販売	903	928	24
人材派遣	320	327	7
施設管理	456	458	2
受託研修	19	19	-
その他	9	9	0

## 株式会社静岡県信連ビジネスサービス

県下JA及び当会の現金整理・手形交換・口座振替等の事務作業を受託しており、県域での集中化を行うことに

このうち、現金整理等受託業務については、合理化・効率

化を踏まえた今後の業務展開等を立案し、平成29年10月に現金整理業務の一部を外部委託しました。また、「現金整理」の作業要員が対応していた「メール物資仕分・発送」については、平成29年9月をもって受託業務を終了しました。

## 《主要業務の実績(手数料収入)》

(単位:百万円)

項目	平成28年度	平成29年度	増減
現金整理等	76	58	△18
手形交換等	60	61	1
為替決済	36	37	1
データ登録	88	83	△5
自動振替・EB	49	50	0
事務委託	32	31	△0

## 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
連結経常収益	39,864	42,866	42,669	42,482	40,937
連結経常利益	10,624	12,934	9,845	5,799	7,364
連結当期剰余金	8,142	10,038	7,762	3,592	6,253
連結純資産額	218,780	231,982	236,362	227,595	225,497
連結総資産額	3,732,817	3,862,889	3,994,543	4,112,671	4,287,201
連結自己資本比率	25.38%	21.47%	20.88%	18.25%	17.30%

※「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

## 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)	科目	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金	7,162	8,002	貯金	3,713,801	3,844,556
預け金	2,596,194	2,698,167	譲渡性貯金	57,992	57,023
金銭の信託	54,084	73,371	借入金	87,823	138,515
有価証券	972,520	986,590	代理業務勘定	3	2
貸出金	338,096	374,197	その他負債	4,799	2,911
その他資産	5,654	6,080	諸引当金	6,524	6,712
有形固定資産	3,867	3,804	退職給付に係る負債	1,379	1,341
建物	1,689	1,766	繰延税金負債	9,626	7,800
土地	1,317	1,317	債務保証	3,125	2,839
リース資産	738	615	負債の部合計	3,885,076	4,061,704
その他の有形固定資産	120	104	〈純資産の部〉		
無形固定資産	873	990	出資金	111,302	111,302
ソフトウェア	816	934	利益剰余金	88,873	91,825
その他の無形固定資産	57	56	子会社の所有する親連合会 出資金	△4	△4
外部出資	138,680	138,675	会員資本合計	200,171	203,123
繰延税金資産	33	38	その他有価証券評価差額金	27,424	22,373
債務保証見返	3,125	2,839	評価・換算差額等合計	27,424	22,373
貸倒引当金	△7,622	△5,557	純資産の部合計	227,595	225,497
資産の部合計	4,112,671	4,287,201	負債及び純資産の部合計	4,112,671	4,287,201

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	平成28年度	平成29年度
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期利益	5,798	7,358
減価償却費	639	688
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,029	△ 2,065
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 10	△ 37
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	172	188
資金運用収益	△ 34,341	△ 32,838
資金調達費用	22,772	23,084
有価証券関係損益 (△は益)	△ 553	2,226
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△ 464	△ 656
外部出資関係損益 (△は益)	286	-
為替差損益 (△は益)	△ 63	△ 199
固定資産処分損益 (△は益)	0	5
貸出金の純増 (△)減	△ 7,989	△ 36,100
預け金の純増 (△)減	△ 155,000	△ 120,000
貯金の純増減 (△)	105,935	129,786
借入金の純増減 (△)	26,392	50,692
事業分量配当金の支払額	△ 2,413	△ 1,802
その他	△ 126	△ 1,100
資金運用による収入	35,210	33,466
資金調達による支出	△ 23,091	△ 23,082
小計	△ 22,817	29,613
法人税等の支払額	△ 2,005	△ 2,220
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 24,823</b>	<b>27,392</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 165,472	△ 256,177
有価証券の売却による収入	195,655	186,657
有価証券の償還による収入	51,751	46,261
金銭の信託の増加による支出	△ 15,452	△ 20,821
金銭の信託の減少による収入	3,745	1,741
買入金銭債権の取得による支出	△ 61,437	△ 79,353
買入金銭債権の償還による収入	61,437	79,353
固定資産の取得による支出	△ 684	△ 756
固定資産の売却による収入	0	7
外部出資の償還による収入	-	5
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>69,542</b>	<b>△ 43,081</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の増額による収入	△ 0	-
出資配当金の支払額	△ 1,498	△ 1,498
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 1,498</b>	<b>△ 1,498</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>	<b>43,221</b>	<b>△ 17,187</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>115,132</b>	<b>158,353</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>158,353</b>	<b>141,165</b>

## 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	平成28年度 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)	平成29年度 (平成29年4月1日~平成30年3月31日)
<b>経常収益</b>	<b>42,482</b>	<b>40,937</b>
資金運用収益	34,341	32,838
貸出金利息	4,698	4,628
預け金利息	540	378
有価証券利息配当金	12,332	11,388
その他受入利息	16,768	16,442
(うち受取奨励金)	( 15,011 )	( 14,651 )
(うち特別配当金)	( 1,728 )	( 1,773 )
役務取引等収益	1,771	1,763
その他事業収益	5,286	3,318
その他経常収益	1,083	3,017
(うち貸倒引当金戻入益)	( - )	( 1,710 )
<b>経常費用</b>	<b>36,683</b>	<b>33,573</b>
資金調達費用	22,772	23,084
貯金利息	600	389
譲渡性貯金利息	218	157
借入金利息	504	500
その他支払利息	21,448	22,036
(うち支払奨励金)	( 21,425 )	( 22,020 )
役務取引等費用	838	848
その他事業費用	2,785	3,761
経費	4,849	4,949
その他経常費用	5,437	929
(うち貸倒引当金繰入額)	( 4,032 )	( - )
<b>経常利益</b>	<b>5,799</b>	<b>7,364</b>
特別損失	0	5
固定資産処分損	0	5
<b>税金等調整前当期利益</b>	<b>5,798</b>	<b>7,358</b>
法人税、住民税及び事業税	2,227	1,040
法人税等調整額	△ 21	65
法人税等合計	2,205	1,105
<b>当期利益</b>	<b>3,592</b>	<b>6,253</b>
<b>当期剰余金</b>	<b>3,592</b>	<b>6,253</b>

## 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	平成28年度	平成29年度
<b>〈資本剰余金の部〉</b>		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	-	-
<b>〈利益剰余金の部〉</b>		
1 利益剰余金期首残高	89,192	88,873
2 利益剰余金増加高	3,592	6,253
当期剰余金	3,592	6,253
3 利益剰余金減少高	3,911	3,301
配当金	3,911	3,301
4 利益剰余金期末残高	88,873	91,825

## 連結注記表

【平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)】	【平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)】
<p><b>1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項</b></p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項            ①連結される子会社 2社            ・静岡コープサービス株式会社            ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス            ②非連結の子会社及び子法人等はありません。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項            ①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。            ②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項            連結される子会社の決算日は、いずれも3月末日です。</p> <p>(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項            償却すべきのれんはありません。</p> <p>(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項            連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基            づいて作成しています。</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲            連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範            囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預            け金及び通知預け金です。</p>	<p><b>1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項</b></p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項            ①連結される子会社 2社            ・静岡コープサービス株式会社            ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス            ②非連結の子会社及び子法人等はありません。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項            ①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。            ②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項            連結される子会社の決算日は、いずれも3月末日です。</p> <p>(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項            償却すべきのれんはありません。</p> <p>(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項            連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基            づいて作成しています。</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲            連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範            囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預            け金及び通知預け金です。</p>
<p><b>2. 重要な会計方針に関する事項</b></p> <p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価            証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。            ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)            ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法            ・その他有価証券            時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時            価法(評価差額は全部純資産直入法により処理            し、売却原価は移動平均法により算定)            時価を把握することが極めて困難と認められるもの            …原価法(売却原価は移動平均法により算定)            なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分に            ついては、償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証            券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっ            ており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資            産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。</p> <p>(5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成            10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28            年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を            採用し、資産から直接減額して計上しています。            また、主な耐用年数は次のとおりです。            建 物 19年～65年            そ の 他 5年～20年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自            社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5            年)に基づいて償却しています。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリー            ス資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却して            います。            なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(8) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付して            います。</p>	<p><b>2. 重要な会計方針に関する事項</b></p> <p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価            証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。            ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)            ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法            ・その他有価証券            時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時            価法(評価差額は全部純資産直入法により処理            し、売却原価は移動平均法により算定)            時価を把握することが極めて困難と認められるもの            …原価法(売却原価は移動平均法により算定)            なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分に            ついては、償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証            券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっ            ており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資            産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。</p> <p>(5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成            10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28            年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を            採用し、資産から直接減額して計上しています。            また、主な耐用年数は次のとおりです。            建 物 19年～65年            そ の 他 5年～20年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自            社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5            年)に基づいて償却しています。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリー            ス資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却して            います。            なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(8) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付して            います。</p>

<p>(9) 引当金の計上方法</p> <p>①貸倒引当金            当会の貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、次のとおり計上            しています。            破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、            「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、            「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載され            ている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証に            による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。            また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が            大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及            び利息の受取りに係るキャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能            見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上            しています。            上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から            算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定し            た繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当連結会計年度は税法基準            を採用)を計上しています。            すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定            を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査してい            ます。            なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等につい            ては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額            を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、            その金額は29百万円です。            また、子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき算定した繰入限度額            にて計上しています。</p> <p>②賞与引当金            賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞            与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③役員退職慰労引当金            役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給            与に係る規程に基づき、当連結会計年度末を支給見積額を計上しています。</p> <p>(10) 退職給付に係る会計処理の方法            退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度            末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上して            います。</p> <p>(11) 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替            予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施して            います。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有            価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動            割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。</p> <p>(12) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税            抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当            連結会計年度の費用に計上しています。</p>	<p>(9) 引当金の計上方法</p> <p>①貸倒引当金            当会の貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、次のとおり計上            しています。            破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、            「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、            「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載され            ている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証に            による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。            また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が            大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及            び利息の受取りに係るキャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能            見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上            しています。            上記以外の債権については、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上            しています。            すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を            実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査してい            ます。            なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等につい            ては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額            を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、            その金額は364百万円です。            また、子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき算定した繰入限度額            にて計上しています。</p> <p>②賞与引当金            賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞            与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>③役員退職慰労引当金            役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給            与に係る規程に基づき、当連結会計年度末を支給見積額を計上しています。</p> <p>(10) 退職給付に係る会計処理の方法            退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度            末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上して            います。</p> <p>(11) ヘッジ会計の方法            「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範            囲内でヘッジしています。            外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為            替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施し            ています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有            価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動            割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。</p> <p>(12) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税            抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当            連結会計年度の費用に計上しています。</p>
--	--

## 3. 会計方針の変更に関する注記

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用  
 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法  
 の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6  
 月17日)を当年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附  
 属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更して  
 います。  
 当該変更による、当年度の経常利益及び税金等調整前当期利益への  
 影響は軽微です。  
 [追加情報]  
 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適  
 用指針第26号 平成28年3月28日)を当年度から適用しています。



6. 金融商品に関する事項	5. 金融商品に関する事項
<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金のうち50,000百万円は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。この永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められていますが、その劣後特約が付されていないその他の調達資金よりも高い金利設定となっています。 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。</p> <p>③金融商品に係るリスク管理体制 a信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。</p> <p>b市場リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。 具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。 リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。 (a)金利リスク 当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。 また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金のうち50,000百万円は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。この永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められていますが、その劣後特約が付されていないその他の調達資金よりも高い金利設定となっています。 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。</p> <p>③金融商品に係るリスク管理体制 a信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。</p> <p>b市場リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。 具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。 リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。 (a)金利リスク 当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。 また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。</p>

4. 連結貸借対照表に関する事項	3. 連結貸借対照表に関する事項
<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,983百万円です。</p> <p>(2) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他資産には、敷金及び保証金16百万円が含まれています。</p> <p>(3) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(4) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(5) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は9,992百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,031百万円です。 なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(9) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は297百万円です。</p> <p>(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、121,559百万円です。</p> <p>(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,876百万円が含まれています。</p> <p>(12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、6,163百万円です。</p> <p>(2) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金70,000百万円及び有価証券999百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他資産には、敷金及び保証金16百万円が含まれています。</p> <p>(3) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(4) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(5) 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は6,838百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,838百万円です。 なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(9) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は449百万円です。</p> <p>(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、128,392百万円です。</p> <p>(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,876百万円が含まれています。</p> <p>(12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円が含まれています。</p>
5. 連結損益計算書に関する事項	4. 連結損益計算書に関する事項
<p>貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は2百万円です。</p>	<p>貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は355百万円です。</p>

- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等  
当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

科目	連結貸借対照表計上額			時価			差額		
	計	上	額	計	上	額	計	上	額
預け金	2,698,167		2,697,523						△ 643
金銭の信託	73,371		73,371						—
運用目的の金銭の信託	1,697		1,697						—
その他の金銭の信託	71,673		71,673						—
有価証券	986,590		998,206						11,615
満期保有目的の債券	219,715		231,331						11,615
その他有価証券	766,874		766,874						—
貸出金	374,952		—						—
貸倒引当金	△ 5,462		—						—
貸倒引当金控除後	369,489		372,405						2,915
資産計	4,127,619		4,141,506						13,887
貯金	3,901,580		3,900,782						△ 797
借入金	138,515		138,322						△ 192
負債計	4,040,095		4,039,105						△ 990

デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(7)	(7)	—
デリバティブ取引計	(7)	(7)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。  
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金755百万円を含めています。  
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金57,023百万円を含めています。  
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しています。

#### ②金融商品の時価の算定方法

##### 【資産】

- a 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- b 金銭の信託  
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。
- c 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。
- d 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。  
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。  
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等  
当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

科目	連結貸借対照表計上額			時価			差額		
	計	上	額	計	上	額	計	上	額
預け金	2,596,194		2,595,339						△ 855
金銭の信託	54,084		54,084						—
運用目的の金銭の信託	1,397		1,397						—
その他目的	52,686		52,686						—
有価証券	972,520		985,235						12,715
満期保有目的の債券	250,538		263,253						12,715
その他有価証券	721,982		721,982						—
貸出金	338,869		—						—
貸倒引当金	△ 7,456		—						—
貸倒引当金控除後	331,412		334,258						2,845
資産計	3,954,212		3,968,918						14,705
貯金	3,771,793		3,770,597						△ 1,195
借入金	87,823		87,736						△ 86
負債計	3,859,616		3,858,334						△ 1,282

デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(48)	(48)	—
デリバティブ取引計	(48)	(48)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。  
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金772百万円を含めています。  
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金57,992百万円を含めています。  
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しています。

#### ②金融商品の時価の算定方法

##### 【資産】

- a 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- b 金銭の信託  
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。
- c 有価証券  
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。
- d 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。  
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。  
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

- (b) 為替リスク  
当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

- (c) 価格変動リスク  
有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。  
運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

- また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

- (d) デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

- (e) 市場リスクに係る定量的情報  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

- 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が31,568百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

- c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

- なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

- (b) 為替リスク  
当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

- (c) 価格変動リスク  
有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

- 運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

- また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

- (d) デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

- (e) 市場リスクに係る定量的情報  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

- 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が27,067百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

- c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

- なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。



11. 税効果会計に関する事項	10. 税効果会計に関する事項																																																																																																						
<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">繰延税金資産</th> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>1,771 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金償却超過額</td> <td>7 百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>37 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る負債</td> <td>377 百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>1,723 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td> <td>43 百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>143 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>188 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>4,292 百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△ 3,643 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>649 百万円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">繰延税金負債</th> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△ 10,237 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 4 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td>△ 10,242 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td>△ 9,593 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>27.3 %</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.5 %</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△ 1.5 %</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△ 8.5 %</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.1 %</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>20.1 %</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td>0.0 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 0.1 %</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>38.0 %</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	1,771 百万円	貸出金償却超過額	7 百万円	賞与引当金超過額	37 百万円	退職給付に係る負債	377 百万円	相互援助積立金超過額	1,723 百万円	有価証券有税償却額	43 百万円	未払事業税	143 百万円	その他	188 百万円	繰延税金資産小計	4,292 百万円	評価性引当額	△ 3,643 百万円	繰延税金資産合計 (A)	649 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 10,237 百万円	その他	△ 4 百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 10,242 百万円	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 9,593 百万円	法定実効税率 (調整)	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.5 %	事業分量配当金	△ 8.5 %	住民税均等割等	0.1 %	評価性引当額の増減	20.1 %	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0 %	その他	△ 0.1 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0 %	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">繰延税金資産</th> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td>1,206 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金償却超過額</td> <td>58 百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>36 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る負債</td> <td>368 百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>1,780 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td> <td>43 百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>66 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>202 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>3,763 百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△ 3,182 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td>580 百万円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">繰延税金負債</th> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△ 8,341 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 1 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td>△ 8,343 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td>△ 7,762 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>27.3 %</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.4 %</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△ 2.3 %</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△ 4.1 %</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.1 %</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>△ 6.3 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△ 0.0 %</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>15.0 %</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	1,206 百万円	貸出金償却超過額	58 百万円	賞与引当金超過額	36 百万円	退職給付に係る負債	368 百万円	相互援助積立金超過額	1,780 百万円	有価証券有税償却額	43 百万円	未払事業税	66 百万円	その他	202 百万円	繰延税金資産小計	3,763 百万円	評価性引当額	△ 3,182 百万円	繰延税金資産合計 (A)	580 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 8,341 百万円	その他	△ 1 百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 8,343 百万円	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 7,762 百万円	法定実効税率 (調整)	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.3 %	事業分量配当金	△ 4.1 %	住民税均等割等	0.1 %	評価性引当額の増減	△ 6.3 %	その他	△ 0.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.0 %
繰延税金資産																																																																																																							
貸倒引当金超過額	1,771 百万円																																																																																																						
貸出金償却超過額	7 百万円																																																																																																						
賞与引当金超過額	37 百万円																																																																																																						
退職給付に係る負債	377 百万円																																																																																																						
相互援助積立金超過額	1,723 百万円																																																																																																						
有価証券有税償却額	43 百万円																																																																																																						
未払事業税	143 百万円																																																																																																						
その他	188 百万円																																																																																																						
繰延税金資産小計	4,292 百万円																																																																																																						
評価性引当額	△ 3,643 百万円																																																																																																						
繰延税金資産合計 (A)	649 百万円																																																																																																						
繰延税金負債																																																																																																							
その他有価証券評価差額金	△ 10,237 百万円																																																																																																						
その他	△ 4 百万円																																																																																																						
繰延税金負債合計 (B)	△ 10,242 百万円																																																																																																						
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 9,593 百万円																																																																																																						
法定実効税率 (調整)	27.3 %																																																																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 %																																																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.5 %																																																																																																						
事業分量配当金	△ 8.5 %																																																																																																						
住民税均等割等	0.1 %																																																																																																						
評価性引当額の増減	20.1 %																																																																																																						
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0 %																																																																																																						
その他	△ 0.1 %																																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0 %																																																																																																						
繰延税金資産																																																																																																							
貸倒引当金超過額	1,206 百万円																																																																																																						
貸出金償却超過額	58 百万円																																																																																																						
賞与引当金超過額	36 百万円																																																																																																						
退職給付に係る負債	368 百万円																																																																																																						
相互援助積立金超過額	1,780 百万円																																																																																																						
有価証券有税償却額	43 百万円																																																																																																						
未払事業税	66 百万円																																																																																																						
その他	202 百万円																																																																																																						
繰延税金資産小計	3,763 百万円																																																																																																						
評価性引当額	△ 3,182 百万円																																																																																																						
繰延税金資産合計 (A)	580 百万円																																																																																																						
繰延税金負債																																																																																																							
その他有価証券評価差額金	△ 8,341 百万円																																																																																																						
その他	△ 1 百万円																																																																																																						
繰延税金負債合計 (B)	△ 8,343 百万円																																																																																																						
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 7,762 百万円																																																																																																						
法定実効税率 (調整)	27.3 %																																																																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %																																																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.3 %																																																																																																						
事業分量配当金	△ 4.1 %																																																																																																						
住民税均等割等	0.1 %																																																																																																						
評価性引当額の増減	△ 6.3 %																																																																																																						
その他	△ 0.0 %																																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.0 %																																																																																																						
12. 資産除去債務に関する事項	11. 資産除去債務に関する事項																																																																																																						
<p>当会及び子会社は、不動産賃借契約等に基づき、退去・撤去時等における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転計画等もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>	<p>当会及び子会社は、不動産賃借契約等に基づき、退去・撤去時等における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転計画等もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>																																																																																																						
13. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項	12. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項																																																																																																						
<p>現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び現金勘定</td> <td>平成29年3月31日現在 2,603,357 百万円</td> </tr> <tr> <td>別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金</td> <td>△ 2,445,004 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>158,353 百万円</td> </tr> </table>	現金及び現金勘定	平成29年3月31日現在 2,603,357 百万円	別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,445,004 百万円	現金及び現金同等物	158,353 百万円	<p>現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>現金及び現金勘定</td> <td>平成30年3月31日現在 2,706,169 百万円</td> </tr> <tr> <td>別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金</td> <td>△ 2,565,004 百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>141,165 百万円</td> </tr> </table>	現金及び現金勘定	平成30年3月31日現在 2,706,169 百万円	別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,565,004 百万円	現金及び現金同等物	141,165 百万円																																																																																										
現金及び現金勘定	平成29年3月31日現在 2,603,357 百万円																																																																																																						
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,445,004 百万円																																																																																																						
現金及び現金同等物	158,353 百万円																																																																																																						
現金及び現金勘定	平成30年3月31日現在 2,706,169 百万円																																																																																																						
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,565,004 百万円																																																																																																						
現金及び現金同等物	141,165 百万円																																																																																																						

8. 金銭の信託に関する事項	7. 金銭の信託に関する事項																																						
<p>金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。</p> <p>(1) 運用目的の金銭の信託</p> <table border="1"> <tr> <td>連結貸借対照表計上額</td> <td>1,397 百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度の損益に含まれた評価差額</td> <td>- 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) その他の金銭の信託 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>連結貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>52,686</td> <td>52,110</td> <td>576</td> <td>678</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△ 101</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債157百万円を差引いた金額419百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。</p>	連結貸借対照表計上額	1,397 百万円	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	- 百万円	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	52,686	52,110	576	678					△ 101	<p>金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。</p> <p>(1) 運用目的の金銭の信託</p> <table border="1"> <tr> <td>連結貸借対照表計上額</td> <td>1,697 百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度の損益に含まれた評価差額</td> <td>- 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) その他の金銭の信託 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>連結貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>71,673</td> <td>70,890</td> <td>783</td> <td>890</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△ 106</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債214百万円を差引いた金額569百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。</p>	連結貸借対照表計上額	1,697 百万円	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	- 百万円	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	71,673	70,890	783	890					△ 106
連結貸借対照表計上額	1,397 百万円																																						
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	- 百万円																																						
連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																			
その他の金銭の信託	52,686	52,110	576	678																																			
				△ 101																																			
連結貸借対照表計上額	1,697 百万円																																						
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	- 百万円																																						
連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																			
その他の金銭の信託	71,673	70,890	783	890																																			
				△ 106																																			
9. デリバティブ取引に関する事項	8. デリバティブ取引に関する事項																																						
<p>ヘッジ会計が適用されているもの</p> <p>ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="6">通貨関連取引 (単位：百万円)</th> </tr> <tr> <th>ヘッジ会計の方法</th> <th>種類</th> <th>主なヘッジ対象</th> <th>契約額等</th> <th>契約額等のうち1年超のもの</th> <th>時価</th> </tr> <tr> <td>ヘッジ対象に係る損益を認識する方法</td> <td>為替予約</td> <td>その他有価証券</td> <td>5,105</td> <td>-</td> <td>△ 48</td> </tr> </table>	通貨関連取引 (単位：百万円)						ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	5,105	-	△ 48	<p>ヘッジ会計が適用されているもの</p> <p>ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="6">通貨関連取引 (単位：百万円)</th> </tr> <tr> <th>ヘッジ会計の方法</th> <th>種類</th> <th>主なヘッジ対象</th> <th>契約額等</th> <th>契約額等のうち1年超のもの</th> <th>時価</th> </tr> <tr> <td>ヘッジ対象に係る損益を認識する方法</td> <td>為替予約</td> <td>その他有価証券</td> <td>7,049</td> <td>-</td> <td>△ 7</td> </tr> </table>	通貨関連取引 (単位：百万円)						ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	7,049	-	△ 7		
通貨関連取引 (単位：百万円)																																							
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価																																		
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	5,105	-	△ 48																																		
通貨関連取引 (単位：百万円)																																							
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価																																		
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	7,049	-	△ 7																																		
10. 退職給付に関する事項	9. 退職給付に関する事項																																						
<p>(1) 退職給付</p> <p>①採用している退職給付制度の概要</p> <p>当会では、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づく退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けており、職員等への退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職共済制度を採用しています。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。</p> <p>②確定給付制度</p> <p>a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付に係る負債</td> <td>1,389 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>198 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△ 122 百万円</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td>△ 86 百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付に係る負債</td> <td>1,379 百万円</td> </tr> </table> <p>b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>2,472 百万円</td> </tr> <tr> <td>共済会積立額</td> <td>△ 1,093 百万円</td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>1,379 百万円</td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>198 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて表示しています。</p> <p>なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は29百万円です。</p> <p>また、存続組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は405百万円です。</p>	期首における退職給付に係る負債	1,389 百万円	退職給付費用	198 百万円	退職給付の支払額	△ 122 百万円	制度への拠出額	△ 86 百万円	期末における退職給付に係る負債	1,379 百万円	積立型制度の退職給付債務	2,472 百万円	共済会積立額	△ 1,093 百万円	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,379 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	198 百万円	<p>(1) 退職給付</p> <p>①採用している退職給付制度の概要</p> <p>職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けています。</p> <p>また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職共済制度を採用しています。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。</p> <p>②確定給付制度</p> <p>a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付に係る負債</td> <td>1,379 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>175 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△ 130 百万円</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td>△ 83 百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付に係る負債</td> <td>1,341 百万円</td> </tr> </table> <p>b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>2,437 百万円</td> </tr> <tr> <td>共済会積立額</td> <td>△ 1,096 百万円</td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>1,341 百万円</td> </tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>175 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて表示しています。</p> <p>なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は29百万円です。</p> <p>また、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は378百万円です。</p>	期首における退職給付に係る負債	1,379 百万円	退職給付費用	175 百万円	退職給付の支払額	△ 130 百万円	制度への拠出額	△ 83 百万円	期末における退職給付に係る負債	1,341 百万円	積立型制度の退職給付債務	2,437 百万円	共済会積立額	△ 1,096 百万円	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,341 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	175 百万円		
期首における退職給付に係る負債	1,389 百万円																																						
退職給付費用	198 百万円																																						
退職給付の支払額	△ 122 百万円																																						
制度への拠出額	△ 86 百万円																																						
期末における退職給付に係る負債	1,379 百万円																																						
積立型制度の退職給付債務	2,472 百万円																																						
共済会積立額	△ 1,093 百万円																																						
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,379 百万円																																						
簡便法で計算した退職給付費用	198 百万円																																						
期首における退職給付に係る負債	1,379 百万円																																						
退職給付費用	175 百万円																																						
退職給付の支払額	△ 130 百万円																																						
制度への拠出額	△ 83 百万円																																						
期末における退職給付に係る負債	1,341 百万円																																						
積立型制度の退職給付債務	2,437 百万円																																						
共済会積立額	△ 1,096 百万円																																						
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,341 百万円																																						
簡便法で計算した退職給付費用	175 百万円																																						

## 連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	増減
破綻先債権額	－	－	－
延滞債権額	9,992	6,838	△ 3,154
3か月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	38	－	△ 38
合計 (A)	10,031	6,838	△ 3,192
担保・保証付債権額 (B)	3,518	2,473	△ 1,045
個別貸倒引当金残高 (C)	6,324	4,317	△ 2,006
担保・保証等控除後債権額 (A-B-C)	188	47	△ 140

※ 用語解説は、P51に記載しています。

## 事業の種類別情報

連結対象となる子会社等は、物品販売、不動産賃貸等の事業を営んでいますが、それらの事業毎における経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

## 確認書

- 私は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
  - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されています。
  - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

平成30年7月12日

静岡県信用農業協同組合連合会  
代表理事 堀内 達也

※ 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

# 自己資本の充実の状況

## 単体

### 自己資本の状況

#### 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズにこたえるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成30年3月末における当会の自己資本比率は17.21%となりました。

#### 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金及び永久劣後特約付借入金により調達しています。

項目	内容		
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会		
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	727億円(前年度727億円)	300億円(前年度350億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約			あり(※)

※ 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、金銭交付日より10年経過した借入金について、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

#### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

具体的には、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するとともに、自己資本比率が一定水準を下回る場合には、対処方針を検討し、対応する体制を構築しています。

当会にとってのリスク管理は、当会の経営の安全性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持するために、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、許容できるレベルまで調整し、そのために必要

な施策を行うこと」であり、また、金融機関の負っているリスクが多様化・複雑化している金融環境下では、個々のリスク特性に応じた個別リスク管理は当然のこととして、様々な特性を持つ諸リスクを対象として網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要であると認識しています。

このような認識のもと、具体的な取組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能な信用リスク及び市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)については、VaR(バリューアットリスク)によるリスクの計量化を行っています。計量化したリスクについては、統合した上で自己資本(経営体力)を基準にして設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

また、極めて急激な市場変動が生じた場合を仮定したストレステストを実施し、自己資本の充実度を評価しています。

## 1 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	平成28年度		平成29年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	195,552		199,160	
うち、出資金及び資本準備金の額	111,302		111,302	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	87,551		90,474	
うち、外部流出予定額(△)	3,301		2,616	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,447		7,693	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,447		7,693	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	35,000		30,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	238,000		236,854	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	354	236	541	135
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	354	236	541	135
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	354		541	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	237,645		236,312	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,278,299		1,345,422	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 107,191		△ 106,644	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)	236		135	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 107,428		△ 106,780	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	29,384		27,394	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,307,683		1,372,817	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.17		17.21	

※ 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## 信用リスクに関する事項

## リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制として、信用リスク管理に関する規定類を整備し、適切に管理しています。

与信審査については、フロントオフィスを担う融資部門から独立した審査部門を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、個別の与信限度額管理、大口与信先の信用状況のモニタリング、資産査定における第二次査定の実施を通して、デフォルト等に伴う損失の発生を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っています。また、上記に加え、リスク管理部門において貸出金に有価証券等を含めた総合与信額についても限度額管理を行うとともに、格付別及び業種別の与信状況をモニタリングし、与信集中状況についても管理しています。

また、信用リスクについては、VaRによるリスク量の計測を行い、市場リスクと統合した上で、リスク許容量による管理を実践しています。上記のモニタリングの状況、当会が保有するリスク量、リスク内容については、原則四半期ごとに開催されるリスク管理委員会にて協議・報告され、対処方針が決定されています。

当会における貸倒引当金の計上については、「資産の償却・引当要領」等に基づき次のとおり行っています。

資産の評価は担当部署が行い、この資産査定の結果を踏まえ、資産査定統括部署が償却・引当額の妥当性についての検討・取りまとめを行い、償却引当実施部署へ報告する

ことで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。また、償却・引当の結果については、経営管理委員会、理事会等へ報告しています。

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しますが、その金額が税法基準に基づき算定した繰入限度額を下回り、かつ、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、税法基準を採用しています（当期は貸倒実績率を採用）。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

## 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

※ 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## 2 自己資本の充実に関する事項

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	平成28年度			平成29年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	553,289	-	-	573,278	-	-
我が国の地方公共団体向け	64,098	-	-	60,041	-	-
地方公共団体金融機構向け	20,578	429	17	20,932	498	19
我が国の政府関係機関向け	54,968	5,383	215	55,552	5,402	216
地方三公社向け	324	-	-	244	2	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,687,649	537,460	21,498	2,778,535	555,776	22,231
法人等向け	320,850	213,929	8,557	354,805	240,797	9,631
中小企業等向け及び個人向け	819	547	21	912	613	24
抵当権付住宅ローン	512	179	7	435	152	6
不動産取得等事業向け	7,030	6,895	275	6,729	6,614	264
三月以上延滞等	7,421	10,081	403	12,139	18,207	728
信用保証協会等による保証付	193	7	0	180	8	0
出資等	39,975	39,958	1,598	46,740	46,722	1,868
他の金融機関等の対象資本調達手段	219,666	549,165	21,966	222,425	556,064	22,242
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	1,507	3,768	150	2,008	5,022	200
複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	237	47	1	300	60	2
証券化	34,355	9,882	395	36,389	8,786	351
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 107,191	△ 4,287		△ 106,644	△ 4,265
上記以外	106,616	7,425	297	143,760	6,693	267
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	4,120,092	1,277,969	51,118	4,315,414	1,344,779	53,791
CVAリスク相当額÷8%	-	327	13	-	636	25
中央清算機関関連エクスポージャー	803	2	0	324	6	0
信用リスク・アセットの額の合計額	4,120,895	1,278,299	51,131	4,315,738	1,345,422	53,816
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（基礎的手法）		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	
		29,384	1,175	27,394	1,095	
所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 a×4%	
		1,307,683	52,307	1,372,817	54,912	

- ※ 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。  
 5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に転移する性質を有する取引のことです。  
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。  
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。  
 8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{（租利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち租利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 1 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	平成28年度					平成29年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	3,963,257	364,225	812,391	-	2	4,108,466	405,335	803,717	-	1
国外	123,282	-	109,611	-	-	170,882	-	146,103	-	-
地域別残高計	4,086,540	364,225	922,002	-	2	4,279,349	405,335	949,820	-	1
法人	農業	973	973	-	-	1,181	1,181	-	-	1
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	64,415	40,081	20,725	-	67,466	48,920	14,421	-	-
	鉱業	-	-	-	-	1,200	1,200	-	-	-
	建設・不動産業	51,990	35,568	11,830	-	56,724	42,919	7,826	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	36,334	18,507	17,183	-	35,529	17,737	17,184	-	-
	運輸・通信業	44,247	24,162	18,622	-	44,576	25,486	17,622	-	-
	金融・保険業	3,037,918	93,161	205,079	-	3,077,318	102,443	128,653	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	155,454	146,883	7,926	-	167,302	160,581	5,916	-	-
	日本国政府・地方公共団体	616,277	-	616,277	-	633,320	-	633,320	-	-
上記以外	63,298	2,776	24,356	-	178,222	2,970	124,874	-	-	
個人	2,110	2,110	-	-	2	1,893	1,893	-	-	0
その他	13,518	-	-	-	-	14,613	-	-	-	-
業種別残高計	4,086,540	364,225	922,002	-	2	4,279,349	405,335	949,820	-	1

	平成28年度	平成29年度
1年以下	2,740,640	78,960
1年超3年以下	417,386	75,490
3年超5年以下	243,385	81,333
5年超7年以下	154,090	85,064
7年超10年以下	101,637	28,411
10年超	215,878	12,089
期限の定めのないもの	213,521	2,875
残存期間別残高計	4,086,540	364,225

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
2.「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。  
3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。  
4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。  
5.「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## 2 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

### a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	平成28年度				平成29年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,105	1,133	-	1,105	1,133	1,133	1,172	-	1,133	1,172
個別貸倒引当金	2,487	6,471	2	2,467	6,489	6,489	4,366	355	6,116	4,383

### b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成28年度					平成29年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他				目的使用	その他		
国内	2,487	6,471	2	2,467	6,489	6,489	4,366	355	6,116	4,383	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	2,487	6,471	2	2,467	6,489	6,489	4,366	355	6,116	4,383	
法人	農業	16	24	-	16	24	-	24	17	24	17
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	628	4,342	-	628	4,342	-	4,342	2,427	350	3,992
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	89	80	2	87	80	2	80	76	-	80
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	69	13	-	69	13	-	13	13	-	13
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,676	2,005	-	1,659	2,022	-	2,022	1,831	-	2,005
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	6	4	-	6	4	0	4	-	4	0	
業種別計	2,487	6,471	2	2,467	6,489	3	6,489	4,366	355	6,116	

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみを記載しています。

## 3 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成28年度			平成29年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	723,993	-	778,124	778,124
	2%	-	114	-	324	324
	4%	-	-	-	-	-
	10%	-	71,477	-	72,471	72,471
	20%	29,077	2,690,005	2,719,082	31,579	2,778,889
	35%	-	511	511	-	435
	50%	150,454	215	150,669	164,435	589
	75%	-	771	771	-	845
	100%	35,785	160,443	196,229	50,542	169,296
	150%	-	6,721	6,721	-	12,139
	200%	-	200,886	200,886	-	199,688
250%	-	15,630	15,630	-	20,122	
その他	-	688	688	-	-	
1250%	-	-	-	-	-	
合計	215,317	3,871,459	4,086,776	246,557	4,032,927	

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
2.「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。  
3.経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
4.1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。



## 信用リスク削減手法に関する事項

## リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、具体的な方法としては、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の

主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

## 〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位:百万円)

	平成28年度			平成29年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	16,283	-	-	16,290	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,010	-	-	2,011	-
地方三公社向け	-	273	-	-	230	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	1,138	-	-	135	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	15	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	15,026	-	-	15,029	-
合計	1,138	33,593	-	150	33,561	-

- 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

## リスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価値に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

当会では、派生商品取引に関して商品別に運用限度額の設定を行い、設定された限度額の範囲内で運用するとともに、保有している派生商品の評価損益について日次でモニタリングを行い適正に管理しています。併せて、派生商品はロスカット基準及び評価損の警告水準等を設定し、予期せぬ損失が発生しないよう管理しています。

なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引については、外国債券の為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

## 1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方式	平成28年度		平成29年度			
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
			担保		信用リスク削減効果	
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	現金・自会貯金	債券	その他	信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
(単位:百万円)						
平成28年度						
(1)外国為替関連取引	417	766	-	-	-	766
(2)金利関連取引	-	14	-	-	-	14
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	49	-	-	-	49
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	417	830	-	-	-	830
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-	-	-	-
合計	417	830	-	-	-	830
平成29年度						
(1)外国為替関連取引	587	1,181	-	-	-	1,181
(2)金利関連取引	47	67	-	-	-	67
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	142	-	-	-	142
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	635	1,391	-	-	-	1,391
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-	-	-	-
合計	635	1,391	-	-	-	1,391

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## 2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、証券化エクスポージャーを含む資産流動化商品について、商品ごとに格付機関の格付に応じて購入限度額や期間等の投資基準を設定し、運用しています。また、有価証券勘定で保有している証券化エクスポージャーについては、証券化エクスポージャーを含む有価証券の評価損益等について計測を行い管理しています。

体制の整備及びその運用状況の概要

体制の整備及びその運用状況の概要は以下のとおりです。証券化案件への投資を担当するフロント部署が投資案件の分析等を行い、リスク管理部署が外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンス等の信用リスクの変化等に係るモニタリングを

行っています。なお、リスク管理委員会において、証券化案件に係る投資基準等について協議を行うとともに、モニタリング結果を報告しています。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、下表の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	S&P グローバル・レーティング (S&P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

1 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

2 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-
	住宅ローン	12,438	-	8,876
	自動車ローン	11,379	-	14,381
	その他	10,537	-	13,131
	合計	34,355	-	36,389
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
平成28年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	24,318	194	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	10,037	200	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	合計	34,355	395	合計	-	-
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	-	-	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	合計	-	-	合計	-	-
平成29年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	31,362	250	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	5,027	100	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	合計	36,389	351	合計	-	-
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	-	-	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	合計	-	-	合計	-	-

※ 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。  
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるものが該当します。  
3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

## リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務戦略・組織体制・コンピュータシステム等の統制機能の不備、経営方針・手続・規定等の遵守及び管理ミス等に関連して発生するリスクのことです。

当会では、リスク管理の基本となるリスクマネジメント基本方針において、オペレーショナル・リスクとして、業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスク、コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスク、経営判断や個別業務の執行において法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生する法務リスク、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるレピュテーションリスク等を定義し、それぞれのリスクに応じたリスク管理を実施することとしています。

事務リスクについては、「コンプライアンス・マニュアル」に基づく法令・規制及び基準等の遵守、「自己検査実施要領」に基づく自己検査の実施、「事務ミス等の報告事務手続」に基づく迅速な対応と再発防止策の策定等により、事務リスクの

軽減・未然防止を図っています。

システムリスクについては、「情報セキュリティ運用細則」・「情報システムセキュリティ管理要領」等に基づき、情報資産の安全性の確保とコンピュータシステムの運用管理を適切に行うことで、システムリスクの回避を図っています。

法務リスクについては、法令等の改正に伴う関連規定の速やかな変更と徹底、「金融法務等相談・リーガルチェック実施要領」に基づく弁護士・税理士等への相談により、リスクの軽減や違法行為等の未然防止を図っています。

レピュテーションリスクについては、「利用者サポート等管理細則」に基づき、取引先等の利用者からの苦情を受け付け、利用者の納得及び満足が得られるよう、迅速・誠実な対応をすることによりリスクの軽減を図っています。

上記の各リスク管理上のリスク情報については、リスク管理統括部署にて一元管理するとともに、リスクの状況・業務への影響等について必要に応じて役員及びリスク管理委員会へ報告し、対処方針を協議しています。

## オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

量を対比することにより管理しています。

また、株式を含む有価証券の評価損益等について日次にて計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

外部出資勘定の株式又は出資については、資産査定により価値の毀損の危険性を判別し、適切な管理に努めています。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

## リスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

有価証券勘定の株式については、株価が変動する価格変動リスクについて VaR によるリスク量の計測を行い、株式以外の資産の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体力を基準に設定されたリスク許容

量を対比することにより管理しています。

また、株式を含む有価証券の評価損益等について日次にて計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

外部出資勘定の株式又は出資については、資産査定により価値の毀損の危険性を判別し、適切な管理に努めています。

## 1 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	9,303	9,303	10,909	10,909
非上場	138,764	138,764	138,759	138,759
合計	148,067	148,067	149,669	149,669

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 2 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
	売却益	145
売却損	30	5
償却額	286	-

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
	評価益	2,711
評価損	275	303

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

## 金利リスクに関する事項

## リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益の低下ないしは損失を被るリスクのことです。

当会では、リスク管理関係規定に基づき、金利リスクについてはVaRによるリスク量の計測を月次及び日次にて行い、金利リスク以外の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体力を基準に設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

さらに、有価証券の10BPVと評価損益等についても日次

にて計測を行い、リスク量を管理しています。

計測したリスクの状況についてはリスク管理委員会において協議し、その協議結果を踏まえ、最適資産配分及び資金運用方針等をALM委員会において検討・協議しています。なお、保有するリスクの状況は、四半期ごとに理事会及び経営管理委員会に報告しています。

また、市場取引業務の遂行にあたっては、市場部門(フロントオフィス)、リスク管理部門(ミドルオフィス)、事務管理部門(バックオフィス)を分離し、牽制機能を確保しています。

## 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるVaR(信頼区間:99%、保有期間:預け金及び貸出金1年、有価証券等3か月)の計測を行っています。リスク計測の頻度

は月次及び日次(日次は有価証券のみ)とし、計測対象は預け金・有価証券等・貸出金としています。

## 〈内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減〉

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
	内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	21,363

## 1 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	平成28年度		平成29年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	196,870		200,507	
うち、出資金及び資本剰余金の額	111,297		111,297	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	88,873		91,825	
うち、外部流出予定額 (△)	3,301		2,616	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,448		7,694	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,448		7,694	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	35,000		30,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	239,318		238,202	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	380	253	573	143
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	380	253	573	143
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	380		573	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	238,938		237,629	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,279,709		1,346,661	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 107,174		△ 106,636	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額	253		143	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 107,428		△ 106,780	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	28,867		26,838	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,308,576		1,373,499	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	18.25		17.30	

※ 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。  
2. 当連結グループは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## 連結

## 連結の範囲に関する事項

## 連結自己資本比率算出の対象となる会社と

## 連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違点はありません。

## 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 2社
- 主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
静岡コープサービス株式会社	商品販売・広告代理・施設賃貸・研修受託・人材派遣
株式会社静岡県信連ビジネスサービス	現金整理等受託・手形交換等受託・為替決済受託・データ登録受託

## 比例連結が適用される関連法人

該当する法人はありません。

## 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

## 連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

## 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当する制限等はありません。

## 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

## 自己資本の状況

## 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成30年3月期における当連結グループの自己資本比率は、17.30%となりました。

## 自己資本調達手段の概要等

当連結グループの自己資本は、主に会員からの普通出資金のほか、後配出資金及び永久劣後特約付借入金により調達しています。

項目	内容		
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会		
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	727億円(前年度727億円)	300億円(前年度350億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約			あり(※)

※ 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、金銭交付日より10年経過した借入金について、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## 2 自己資本の充実度

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	平成28年度			平成29年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	553,289	-	-	573,278	-	-
我が国の地方公共団体向け	64,098	-	-	60,041	-	-
地方公共団体金融機構向け	20,578	429	17	20,932	498	19
我が国の政府関係機関向け	54,968	5,383	215	55,552	5,402	216
地方三公社向け	324	-	-	244	2	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,687,682	537,466	21,498	2,778,568	555,783	22,231
法人等向け	320,613	213,694	8,547	354,299	240,295	9,611
中小企業等向け及び個人向け	819	547	21	912	613	24
抵当権付住宅ローン	512	179	7	435	152	6
不動産取得等事業向け	7,017	6,882	275	6,727	6,614	264
三月以上延滞等	7,421	10,081	403	12,139	18,207	728
信用保証協会等による保証付	193	7	0	180	8	0
出資等	39,946	39,928	1,597	46,710	46,693	1,867
他の金融機関等の対象資本調達手段	219,666	549,165	21,966	222,425	556,064	22,242
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	1,520	3,801	152	2,028	5,071	202
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	237	47	1	300	60	2
証券化	34,355	9,882	395	36,389	8,786	351
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 107,174	△ 4,286		△ 106,636	△ 4,265
上記以外	108,245	9,054	362	145,468	8,401	336
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	4,121,488	1,279,379	51,175	4,316,636	1,346,018	53,840
CVAリスク相当額÷8%		327	13		636	25
中央清算機関関連エクスポージャー	803	2	0	324	6	0
信用リスク・アセットの額の合計額	4,122,291	1,279,709	51,188	4,316,961	1,346,661	53,866
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%
		28,867	1,154		26,838	1,073
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%
		1,308,576	52,343		1,373,499	54,939

- ※ 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。  
5.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。  
7.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。  
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>  
(相利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額  
直近3年間のうち相利益が正の値であった年数 ÷ 8%

## 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P75)をご参照ください。

## 1 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	平成28年度					平成29年度				
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち 店頭 デリバティブ	三月以上 延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち 店頭 デリバティブ	三月以上 延滞 エクスポージャー
国内	3,964,653	364,032	812,391	-	2	4,109,689	404,900	803,717	-	1
国外	123,282	-	109,611	-	-	170,882	-	146,103	-	-
地域別残高計	4,087,936	364,032	922,002	-	2	4,280,571	404,900	949,820	-	1
法人										
農業	973	973	-	-	-	1,181	1,181	-	-	1
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	64,415	40,081	20,725	-	-	67,466	48,920	14,421	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	1,200	1,200	-	-	-
建設・不動産業	51,990	35,568	11,830	-	-	56,724	42,919	7,826	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	36,334	18,507	17,183	-	-	35,529	17,737	17,184	-	-
運輸・通信業	44,267	24,162	18,622	-	-	44,596	25,486	17,622	-	-
金融・保険業	3,037,889	93,161	205,079	-	-	3,077,291	102,443	128,653	-	-
卸売・小売・ 飲食・サービス業	155,186	146,611	7,926	-	-	166,774	160,073	5,916	-	-
日本国政府・ 地方公共団体	616,277	-	616,277	-	-	633,320	-	633,320	-	-
上記以外	63,298	2,776	24,356	-	-	178,222	2,970	124,874	-	-
個人	2,189	2,189	-	-	2	1,965	1,965	-	-	0
その他	15,113	-	-	-	-	16,297	-	-	-	-
業種別残高計	4,087,936	364,032	922,002	-	2	4,280,571	404,900	949,820	-	1
残存期間別残高計										
1年以下	2,740,641	78,906	84,689	-	-	2,982,415	95,215	195,929	-	-
1年超3年以下	417,345	75,449	321,896	-	-	299,372	77,184	212,188	-	-
3年超5年以下	243,385	81,333	162,051	-	-	201,423	88,936	112,435	-	-
5年超7年以下	154,036	85,010	69,025	-	-	174,020	96,746	77,273	-	-
7年超10年以下	101,515	28,289	73,226	-	-	111,181	30,923	80,258	-	-
10年超	215,878	12,089	203,773	-	-	281,927	12,582	269,330	-	-
期限の定めのないもの	215,134	2,954	7,338	-	-	230,229	3,310	2,405	-	-
残存期間別残高計	4,087,936	364,032	922,002	-	-	4,280,571	404,900	949,820	-	-

- ※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。  
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。  
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。  
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容(P78)をご参照ください。

## 〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位:百万円)

	平成28年度			平成29年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	16,283	-	-	16,290	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,010	-	-	2,011	-
地方三公社向け	-	273	-	-	230	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	1,138	-	-	135	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	15	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	15,026	-	-	15,029	-
合計	1,138	33,593	-	150	33,561	-

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。  
 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 2 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

## a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

	平成28年度				平成29年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,106	1,133	-	1,106	1,133	1,113	1,173	-	1,133	1,173
個別貸倒引当金	2,487	6,471	2	2,467	6,489	6,489	4,366	355	6,116	4,383

## b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成28年度					平成29年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他				目的使用	その他			
国内	2,487	6,471	2	2,467	6,489	6,489	4,366	355	6,116	4,383		
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	2,487	6,471	2	2,467	6,489	6,489	4,366	355	6,116	4,383		
法人	農業	16	24	-	16	24	24	17	-	24	17	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	628	4,342	-	628	4,342	4,342	2,427	350	3,992	2,427	350
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	89	80	2	87	80	80	76	-	80	76	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	69	13	-	69	13	13	13	-	13	13	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,676	2,005	-	1,659	2,022	2,022	1,831	-	2,005	1,848	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	6	4	-	6	4	4	-	4	0	-	4
	業種別計	2,487	6,471	2	2,467	6,489	6,489	4,366	355	6,116	4,383	355

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみを記載しています。

## 3 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		平成28年度			平成29年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	723,991	723,991	-	778,118	778,118
	2%	-	114	114	-	324	324
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	71,477	71,477	-	72,471	72,471
	20%	29,077	2,690,038	2,719,115	31,579	2,778,921	2,810,501
	35%	-	511	511	-	435	435
	50%	150,454	215	150,669	164,435	589	165,024
	75%	-	771	771	-	845	845
	100%	35,785	161,812	197,597	50,542	170,479	221,022
	150%	-	6,721	6,721	-	12,139	12,139
	200%	-	200,886	200,886	-	199,688	199,688
	250%	-	15,643	15,643	-	20,141	20,141
	その他	-	688	688	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	
合計	215,317	3,872,872	4,088,189	246,557	4,034,157	4,280,714	

- ※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容(P80)をご参照ください。

## 1 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 2 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

## a. 保有する証券化エクスポージャーの額

		平成28年度		平成29年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	12,438	-	8,876	-
	自動車ローン	11,379	-	14,381	-
	その他	10,537	-	13,131	-
	合計	34,355	-	36,389	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P79)をご参照ください。

## 1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方式	平成28年度		平成29年度			
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位:百万円)						
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
平成28年度						
(1)外国為替関連取引	417	766	-	-	-	766
(2)金利関連取引	-	14	-	-	-	14
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	49	-	-	-	49
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	417	830	-	-	-	830
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-	-	-	-
合計	417	830	-	-	-	830
平成29年度						
(1)外国為替関連取引	587	1,181	-	-	-	1,181
(2)金利関連取引	47	67	-	-	-	67
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	142	-	-	-	142
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	635	1,391	-	-	-	1,391
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-	-	-	-
合計	635	1,391	-	-	-	1,391

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## 2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## 3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

## b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
平成28年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	24,318	194	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	10,037	200	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	34,355	395	合計	-	-
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	-	-	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	-	-	合計	-	-
平成29年度						
オン・バランス	リスク・ウェイト20%	31,362	250	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	5,027	100	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	36,389	351	合計	-	-
オフ・バランス	リスク・ウェイト20%	-	-	リスク・ウェイト40%	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	-	リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-	リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-	リスク・ウェイト650%	-	-
	その他のリスク・ウェイト	-	-	その他のリスク・ウェイト	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	リスク・ウェイト1250%	-	-
	合計	-	-	合計	-	-

- ※ 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。  
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるものが該当します。  
 3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

## c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

## d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P82)をご参照ください。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

子会社が保有している信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーは、当該子会社の業務に関連して保有しているものであるため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P82)をご参照ください。

## 1 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	9,303	9,303	10,909	10,909
非上場	138,704	138,704	138,699	138,699
合計	148,007	148,007	149,609	149,609

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 2 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却益	145	186
売却損	30	5
償却額	286	-

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価益	2,711	3,678
評価損	275	303

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

## 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P83)をご参照ください。

なお、連結に際し当会と子会社との債権・債務を一部相殺していますが、重要性のある金額ではないため、「内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額」を算出していません。



# ご案内

## ホームページ

当会及びJAバンク静岡の情報は、インターネットでご覧いただけます。



静岡県信連ホームページ

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



JAバンク静岡ホームページ

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/>



## JAバンク静岡の相談窓口

当会ではより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、利用者の皆様からの声を誠実に受止める窓口として、「一般社団法人JAバンク相談所」と「静岡県信連窓口」を開設し、当会を利用される皆様からのご相談等をお受けし、誠意を持って対応しています。

### 静岡県下JAの事業に関するご相談・苦情等

#### 一般社団法人JAバンク相談所

受付時間：月～金曜日(9:00～17:00)[祝日・相談所休業日を除く]

TEL.03-6837-1359

### 当会の業務に関するご相談・苦情等

#### 静岡県信連窓口(総務部)

受付時間：月～金曜日(9:00～17:00)[祝日・当会休業日を除く]

TEL.054-284-9652 FAX.054-284-9694 Eメール somu@skb.or.jp

または、お取引のある以下の本支店・営業部でも受付可。受付時間：月～金曜日(9:00～17:00)[祝日・当会休業日を除く]

| 本店営業統括部 TEL.054-284-9670 | 富士営業部 TEL.0545-61-1550 | 浜松支店 TEL.053-453-0121

### キャッシュカード盗難・紛失への対応

JAバンク静岡では、お客様がキャッシュカードを盗難又は紛失された場合に現金の不正引出しを防止するための対応として、お客様からの受付窓口を24時間体制としています。

#### キャッシュカード盗難・紛失時の受付窓口

- 平日(8:50～17:00)・・・お取引のあるJA店舗
- 平日(上記以外の時間帯)、土曜日、日曜日、祝日・・・JAバンク・キャッシュカード紛失共同受付センター(TEL.0120-112-775)

詳細はお取引店舗又は「JAバンク静岡ホームページ」にてご確認ください。

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/support/hunsitu/>



# 索引

本誌は、「農業協同組合法第54条の3」の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

「農業協同組合法施行規則第204条、第205条及び第207条」に定められた開示項目に加え、当会をより深くご理解いただくために当会独自の項目についても掲載しています。

なお、農業協同組合法施行規則に規定されている開示項目は、以下のページに掲載しています。

## 〈単体開示項目 農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号、第207条第2項〉

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項		4 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
◇業務の運営の組織	23・29	5 主要な農業関係の貸出実績	
◇理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	28	6 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
◇事務所の名称及び所在地	30	7 貯貸率の期末値及び期中平均値	52・55
◇特定信用事業代理業者に関する事項	30	・有価証券に関する指標	
●主要な業務の内容		1 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	
◇主要な業務の内容	22～27	2 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	
●主要な業務に関する事項		3 有価証券の種類別の平均残高	
◇直近の事業年度における事業の概況	32	4 貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	32	●業務の運営に関する事項	
・経常収益		◇リスク管理の体制	14・15・17・18
・経常利益又は経常損失		◇法令遵守の体制	16・19・20
・当期剰余金又は当期損失金		◇中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	7～13
・貸出金及び貸出割合		◇苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	19・20
・純資産額		●直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
・総資産額		◇貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	34～45
・貯金等残高		◇貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	50・51
・貸出金残高		・破綻先債権に該当する貸出金	
・有価証券残高		・延滞債権に該当する貸出金	
・単体自己資本比率		・3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
・剰余金の配当の金額		・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
・職員数		◇元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	51
◇直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	47～49・52・54・55	◇自己資本の充実の状況	72～83
・主要な業務の状況を示す指標	54・55	◇次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	52～54
1 事業粗利益及び事業粗利益率		・有価証券	
2 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支		・金銭的信託	
3 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや		・デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引を除く)	
4 受取利息及び支払利息の増減		・金融等デリバティブ取引	
5 総資産経常利益率及び資本(純資産)経常利益率		・有価証券店頭デリバティブ取引	
6 総資産当期純利益率及び資本(純資産)当期純利益率		◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
・貯金に関する指標	47	◇貸出金償却額	49
1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高		●役員等の報酬体系	
2 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高		◇役員等の報酬体系(努力義務)	46
・貸出金等に関する指標	47～49・55		
1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高			
2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高			
3 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び借保証見返額			

## 〈連結開示項目 農業協同組合法施行規則第205条第1項第1号、第207条第2項〉

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●信連及びその子会社等の概況に関する事項		・経常収益	
◇信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	56	・経常利益又は経常損失	
◇信連の子会社等に関する事項	56	・当期利益又は当期損失	
・名称		・純資産額	
・主たる営業所又は事務所の所在地		・総資産額	
・資本金又は出資金		・連結自己資本比率	
・事業の内容		●信連及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
・設立年月日		◇貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	57～69
・信連が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		◇貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	70
・信連の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		・破綻先債権に該当する貸出金	
●信連及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの		・延滞債権に該当する貸出金	
◇直近の事業年度における事業の概況	56・57	・3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
◇直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	57	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
		◇自己資本の充実の状況	84～93
		◇事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	70



## 静岡県信用農業協同組合連合会

〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号

TEL.054-284-9652 FAX.054-284-9694

<http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



- 静岡県信連は、静岡県の豊かな森林づくりをサポートしています。
- この印刷物は環境に配慮し植物油インキで印刷しています。